

令和 8 年度

予算要望書

東京都特別支援学校 P T A 連合会

事務局 東京都立八王子盲学校

〒 193-0931 東京都八王子市台町 3 丁目 1 9 - 2 2

電話 : 042-623-3278

ファクシミリ : 042-623-6262

目次

ごあいさつ

各障害種別重点要望項目

全障害種別共通の要望（部局別）

教育庁

福祉局

保健医療局

産業労働局

建設局

総務局

各障害種別の要望

盲学校

ろう学校

肢体不自由特別支援学校

知的障害特別支援学校

東京都知事

小池百合子様

東京都におかれましては、日頃より特別支援教育の推進と福祉の向上にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。また、都内の特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）に在籍する幼児・児童・生徒の教育環境の整備に対し、平素より温かいご理解とご支援を賜っておりますこと、保護者一同、厚く御礼申し上げます。

令和7年に開催される東京デフリンピックに向けて、東京都が共生社会の実現に力強く取り組まれていることに、私たち保護者も大きな期待を寄せております。障害のある方々がそれぞれの力を発揮しながら社会の中で自然に活躍される姿は、子どもたちにとって大きな励みとなり、将来への希望にもつながります。このような前向きな社会の動きが、特別支援教育への理解の広がりや、教育環境のさらなる充実にもつながっていくことを願っております。

特別支援学校に通う子どもたちは、一人ひとり異なる背景や特性を持ち、それぞれが大きな可能性を秘めています。その学びと成長を支えるためには、教育現場の体制強化に加え、保護者・教職員・行政が相互に信頼を築き、連携して取り組むことが欠かせません。

東京都教育庁をはじめとする関係各局の皆様におかれましては、都民の暮らしと子どもたちの未来のために日々ご尽力いただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

このたび、子どもたちと保護者の願いを込めて、令和8年度予算要望書を提出させていただきます。ご検討とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7年7月吉日

東京都特別支援学校PTA連合会

会長 日吉千絵

障害種別重点要望

【盲学校】

教育庁

1 歩行訓練士の配置拡充について

本年度より歩行訓練士の外部派遣を実現いただき感謝いたします。しかしながら、外部派遣による指導時間には限りがあり、十分な歩行指導を受けられているとは言い難い状況です。視覚障害のある児童・生徒が、安全かつ安心して一人で歩ける力を身につけることは、命を守り自立を支える上で不可欠です。つきましては、歩行訓練士の増員、時間増、日常的に歩行指導ができる有資格者の常勤配置を要望します。（文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲）

2 視覚障害教育の経験を積んだ教員の配属について

視覚障害教育の専門性のある教員の絶対数が少ない中で、経験を積んだ教員が他校種へ異動となることがあり、児童生徒の障害特性に応じた十分な指導が難しい場面が見受けられます。中には盲学校への就学に意義を感じられない保護者の声もあります。専門性の高い教員の継続的な配属のため、障害種別ローテーション制度の見直し、あるいは例外措置を要望します。また、10年以上採用のない盲学校の自立活動教員の採用再開もお願いします。

（葛飾盲・文京盲・久我山青光・八王子盲）

3 盲学校に特化したデジタル専門職の設置について

日々進化するICTは、視覚障害のある児童・生徒にとって、生活や学習を支える重要な手段となっています。しかし現行のデジタル支援員体制や「とうきょうの情報教育」では特に全盲や重複障害のある児童・生徒に対応できる「専門性の高い」支援が限定的であり、関連情報も十分に掲載されていません。ICT活用教育アドバイザー、あるいは外部専門家制度の一貫として「盲学校デジタルアドバイザー（仮称）」の任命と設置を要望します。

（久我山青光・文京盲・葛飾盲・八王子盲）

4 仮設校舎における学習環境改善について

本校では、現在使用している仮設校舎において、暑さや眩しさによる学習活動への支障が生じる場面があります。炎天下に日陰の無い屋上で実施せざるを得ない体育授業や、校舎内の白壁などの影響と考えられる羞明の訴えなど、学習への影響にとどまらず、健康面への影響も懸念されます。今後も仮設校舎での生活が数年間続くことを踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な学習環境の整備に向け、補正予算編成などを含め、必要な予算措置を要望します。

（八王子盲）

令和7年度要望に対する東京都の回答

1 令和8年度修正した要望

都教育委員会では、高い専門性と優れた指導力を持つ教員の力を活用するため、指導教諭を設置し、授業支援や個別相談等に取り組んでいます。歩行訓練等の指導についても、指導教諭の指導・助言の下に、指導の充実に努めていきます。令和7年度からは、教員の専門的指導力の更なる向上に向け、歩行訓練士の資格を持つ外部の人材を外部専門家として招へいし、外部専門家が教員に対し、よりきめ細かな指導を実施することで、視覚障害児の安全確保や社会的自立に向けた取組を一層進めていきます。

< 令和7年度予算措置額 > ○歩行訓練士の活用 7,020千円

< 所轄部課名 > 教育庁都立学校教育部特別支援教育課 教育庁指導部特別支援教育指導課

2 令和8年度修正した要望

都教育委員会では、教員異動要綱に基づいて、教員の異動に関する事項を定めており、異動年限や配属先を決定しています。今後も都全体の教育水準の向上を目指して、教員の専門性を活用した適材適所の配置を行い、学校における望ましい教員構成を確保しつつ、教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図り、きめ細かな人事異動を行っていきます。また、東京都教職員研修センターでは、特別支援教育の理解を深める研修を実施し、障害の状況に応じた支援・指導が行えるよう教員の専門性や指導力の向上を図っています。< 所轄部課名 > 教育庁人事部職員課 教育庁指導部研修センター

3 令和8年度新たな要望

4 令和8年度新たな要望

【ろう学校】

教育庁への要望

1. 常駐の手話通訳者・支援員の配置

専門的な授業の際、教員の知識が十分であってもそれを手話で表現するとなると難しいケースもあります。聴覚障害児に対して適切で正確な指導が必要であり、学校内に手話通訳士を常駐させ、専門的な用語であっても正しく表現し指導に当たってもらえるようにしてください。授業支援のほか聴覚に障害のある保護者・教職員の対応を行えるよう、都職員として採用した手話通訳士を常駐させる、または手話通訳士の資格を持つ教員を手話通訳として加配してください。

令和6年度の手話通訳派遣費用 都立ろう学校4校の合計

657万円

P T Aの支出は含まず
消費税は非課税です



東京都手話通訳等派遣センター派遣費改訂
1名当たりの金額です、通常2名で行ないます。

派遣時間	値上げ前	新料金
1時間	7,500	13,500
2時間	11,500	13,500
3時間	15,500	18,500

東京都の回答にある予算措置300万円がどの程度含まれているかは不明ですが、まったく足りていません。不足分は他の費用から賄っている状況です。また、令和7年度に手話通訳派遣費用が値上げされ、最低派遣時間が2時間に見直されたことで、ケースによっては負担が倍近くになりました。上記手話通訳費は値上げ前のものですので、今後支出はさらに増えます。

埼玉県立の二つのろう学校（大宮・坂戸）には、それぞれの学校に手話通訳士1名と手話通訳士の資格を持つ教員1名が加配され、各校が2名態勢で電話交換、職員の様々な会議、面談、来客対応などあらゆる必要な場面で活用しているとのこと。東京都においても手話通訳士の常駐を進めてください。また、採用配置までの期間は、図書館専門員やスクールカウンセラーなどのように会計年度職員で対応いただけますようお願いいたします。

令和7年度要望に対する東京都の回答

令和8年度修正した要望

手話は、聴覚障害児の重要なコミュニケーション手段の一つであり、学校での手話を必要とする子供たち及びその家族等への支援は、重要であると認識しています。都立聴覚特別支援学校では、これまで式典や保護者会等に必要に応じて手話通訳を配置するなど対応してきましたが、令和4年6月に成立した「東京都手話言語条例」の趣旨を踏まえ、令和5年度から聴覚障害特別支援学校に手話通訳の専門家を派遣する事業を実施しています。あわせて、令和5年度から、遠隔手話通訳サービスの利用等による情報保障に取り組んでいます。これらについて、今後も同条例の趣旨を踏まえ、一層の充実に努めてまいります。

＜令和7年度予算措置額＞○専門家の配置等 3,000千円

＜所轄部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

聴覚障害特別支援学校では、聴覚の活用や、口話、手話、指文字等、児童・生徒の障害の状態に応じて多様なコミュニケーション手段を活用して指導を行っています。手話については、教員の手話力の向上に向け、令和5年度から、聴覚障害特別支援学校に手話通訳の専門家を派遣し、教員研修を行う事業を実施しています。本研修を通じ、教員の手話に関する技能向上を図ってまいります。

＜令和7年度予算措置額＞○専門家の配置等 3,000千円

＜所轄部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

障害種別重点要望

【肢体不自由特別支援学校】

1. 教育庁 ICT 機器を活用した教育の充実と DX 化の推進

AAC（補助代替コミュニケーション）技術は、意思疎通が難しい児童・生徒にとって、学びと社会参加のための重要な手段です。ICT 機器を活用することで、子供主体のコミュニケーションを支援し、個別の学習ニーズに応じた教育を効果的に推進することが可能となります。このような観点から、特別支援教育における ICT 活用の一層の充実と、教育現場の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を強力に推進してください。

2. 共生社会の実現に向けた副籍交流と学校間交流の推進

共生社会の実現にむけて、障害のある児童・生徒と地域の学校に通う児童・生徒が互いに理解し合い、尊重し合う関係を築くことは極めて重要です。その中核を担う復籍交流制度および学校間交流のさらなる充実を図るため、復籍交流における付き添い体制の見直しと支援強化・復籍交流の質の向上と準備体制の充実・事例共有と教育委員会への周知徹底・教職員の連携強化と心のバリアフリーの推進が図れるように実施をお願いします。

3. 医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育の充実

医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心・安全に通学し学校生活を充実して送れるように子どもたちの学びの保障、共生社会の実現に向けた重要な課題です。医療的ケア実施項目の拡大により通学可能となる児童・生徒は増加傾向にあります。医療的ケア専用通学車両への看護師同乗体制の強化・進級・進学時における（保護者付き添い期間）の短縮化・在宅レスパイト事業の学校内活用の推進・カファアシストへの対応強化・気管切開をしていない児童・生徒に対する柔軟な対応をお願いします。

4. 福祉局 災害時の支援

避難所に要配慮者、医療的ケア児・者が必要とする物資等の備蓄や整備を更に促進するとともに、物資、備蓄の明確なリストを要支援者へ周知してください。また、どの地域で被災しても、必要に応じた医療機関への受け入れや薬の供給等の支援が地域格差なく受け入れられるよう、区市町村への働きかけをお願いします。個別避難計画書は、多様な障害や特性に応じた必要なケアを把握する上で重要です。どの区市町村でも格差なく寄り添う支援が受けられるよう、引き続き支援をお願いします。

5. 卒業後の進路

現在、放課後等デイサービスを利用している子どもたちは、専門的なケアや支援を受けながら、個々の能力に応じた教育活動を日々行っています。しかし卒業後には利用できるサービスが限られ、特に生活介護事業所の不足やサービス時間の短さから家族が就労を継続することも困難となり生活の安定が維持できない状況です。週5日通所可能な生活介護事業所の設備、人材の育成と職場環境設備、多機能型事業所の設置支援をお願いします。またグループホームの増設、卒業後の支援体制の充実、重度障害者の就労支援、遠隔操作が可能な分身ロボットや意思伝達システム等を活用した就労支援についても積極的に企業へ働きかけてください。

6. 保険医療局 成人医療への移行について

成人期医療への移行支援は、重症心身障害児や医療的ケア児についても円滑に移行できるよう、支援をお願いします。治療の決定や生活の管理を自分で行うことが困難な子供の場合には、保護者の意向も尊重しながら、主治医、かかりつけ医、緊急時の搬送先等が円滑に連携できる体制の構築をお願いします。また、医療の移行自体が難しい場合は、年齢だけで区切らない個別の対応をお願いします。

7. 都市整備局 ユニバーサルシート付きトイレ拡充と新規設置の義務化

肢体不自由特別支援学校に通う児童・生徒の多くは、ベッド上で衣類の着脱やおむつ交換、排泄（自己導尿等）を行うために、ユニバーサルシート付きトイレの利用が不可欠です。ユニバーサルシートの義務化とともに、ユニバーサルシートの有無が一目でわかる、ピクトグラムによる案内表示の義務化をお願いします。バリアフリールーム（多目的ルーム）として、ユニバーサルシートを設置した新たな空間作りの検討をお願いします。肢ユニバーサルシートの有無については、「車椅子使用者用便房等の車いす使用者が円滑に利用することができるトイレ」との記載に留まっているため、ユニバーサルシートの有無についても明確に表示してください。さらに、ユニバーサルシート単体でも検索できるよう情報の充実をお願いします。

8. 産業労働局 就労に結びつく環境の整備

肢体不自由特別支援学校高等部卒業生で、企業等に就職する人数は大変少ない状況です。卒業後、就業に向け訓練を受けられる東京障害者職業能力開発校の存在意義は大きくも、入校・入寮にあたり諸条件がハードルとなっており、入校者が増えています。肢体不自由者の履修しやすいカリキュラムが少ないことも入校者が増えない要因の一つです。一人でも多くの肢体不自由者が入校・入寮し、卒業後も学びを継続し能力を発揮できるように、介助者を常置する、カリキュラムを見直すといった、入校・入寮条件や学ぶ環境の改善をお願いします。

令和7年度要望に対する東京都の回答

1. 令和8年度修正した要望 都は、ICT 機器の利用をサポートするため、全校にデジタルサポーター、ICT 支援員を配置し教員を支援する。業務委託している専門的知見を持った ICT コーディネーターが学校を定期的に巡回し、学校の活用状況や課題についてヒアリングし、個別に支援をしています。都教育委員会では、これまで児童・生徒等の障害による学習上または生活上の困難さを改善、克服するためにデジタルの活用を進めています。（東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画）において、学校間をオンライン上でつなぐ同一校種の複数の特別支援学校の児童・生徒がともに授業を受けられるような取り組みを進めています。また令和5年度から令和7年度にかけて、システム未導入の学校に対して保護者コミュニケーションシステムを段階的に導入します。

2. 令和8年度修正した要望 都教育委員会では、区市町村教育委員会に対し、令和6年2月に「副籍ガイドブック」の改訂版を配布し、担任教員、受け入れ先の教員、保護者、コーディネーターなどのそれぞれの役割や利用に関する手続きを示し、副籍制度について周知を図っております。今後、肢体不自由特別支援学校での交流事例を含めて新たな事例を収集し、「副籍交流例 & アイデア集」の改訂を行う予定です。都教育委員会では、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍交流制度や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。都教育委員会では、学校間交流の具体例などを集約し、区市町村教育委員会などを通じて各校に紹介するなどして、学校間交流の一層の充実を図ってまいります。

3. 令和8年度修正した要望 都教育委員会では、令和6年度から学校看護師をはじめとした、特別支援学校で勤務する会計年度任用職員の職務内容や魅力を発信するインターネットサイトを新たに構築します。医療的ケア専用通学車両の運行にあたっては、乗車に特化した非常勤看護師職を設け、校内に勤務する非常勤看護師を兼務させるとともに、訪問看護師の乗車にかかる委託もしています。令和4年度からは、乗車する非常勤看護師の報酬単価の引き上げや乗車などの様々な業務を担当する総合非常勤看護師の配置などを行うことによって、乗車する看護師をさらに確保する。年間を通じて十分な回数で指導医検診及び学校独自の研修が実施できるよう、各学校に予算を配布しています。引き続き安全な医療的ケアの実施について体制整備を進めていきます。

4. 令和7年度と同じ要望 東京都避難所管理運営の指針では、避難所として確保すべき備蓄や物資について、乳幼児や子供、障害のある方など、要介護者のニーズにも対応したものとなるよう留意するとともに、避難所利用者の障害特性に合わせた配慮事項として、避難所の配置や設備的支援のほか、食料・物資などに関する事項も示し、区市町村の取り組みを支援しています。医療機器使用者への電源対策等につきましては老人人工呼吸器使用者について、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れがあることから、停電時等に必要とする物品、自家発電装置、吸引器、無停電電源装置、蓄電池などの物品の整備に取り組みむ区市町村を、保健医療政策区市町村包括補助事業により支援しています。災害時における患者の受け入れ医療機関の調整につきましては、まず区市町村内の医療機関での受け入れを調整し、その区市町村内の医療機関で受け入れが困難な場合には、近隣の区市町村での受け入れを調整、さらに広域的な対応が必要な場合には、都全域で受け入れ医療機関を調整する体制を整備しています。令和3年の災害対策基本法の改正により、障害者や高齢者を含む避難行動要支援者につなぐ、個別避難計画を作成することが区市町村の努力義務となり、都内区市町村においても取り組みが進められています。

5. 令和8年度修正した要望 都では、障害者が地域で安心して暮らせるように、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに対応するため、日中活動の場、通所施設等の整備を促進しております。令和8年度末の整備目標は5100人増としておりまして、整備目標を達成するため、日中活動の場の整備に係る経費の一部の補助を行っています。令和6年度から医療的ケアが必要な障害者、重度障害者を受け入れる生活介護や入所を整備する場合、補助基準額を引き上げた重度対応特別単価を適用いたします。都はこの重症心身障害児者通所事業所の運営を支援するため、運営費の補助等と、実績に応じた日額加算を行っています。

6. 令和7年度と同じ要望 東京都は、小児期医療機関と成人期医療機関の連携促進や、患者さんの自立支援の推進など、移行期医療支援に取り組んでおり、令和3年2月に小児総合医療センター内に「東京都移行期医療支援センター」を開設し、医療機関からの相談受付などを開始しました。令和3年8月からは、患者相談の受付を開始するとともに、医療従事者等を対象とした研修や症例検討会を行うなど、医療機関における支援体制の整備を進めるための取り組みを行っています。今年度からは、小児期の医療機関から患者を受け入れるなどを要件として、難病診療連携拠点病院等を指定しております。電子カルテシステムの導入に必要なコンサルタントの活用にかかる経費を200床未満の病院及び有床診療所に対して補助しております。

7. 令和8年度修正した要望 ■都市整備局より回答/ユニバーサルシートを含む標識は、国土交通省令にて、表示すべき内容が容易に識別できるものでなければならないと規定されております。■福祉局より回答/都は、福祉のまちづくり条例に基づき整備基準において、一定規模以上の施設の新設や改修等に際しては、車いす使用者でも容易に開閉でき、腰掛便座、手すり等が適切に配置され、十分な空間が確保されたトイレを設けることなどの整備基準を定め、この基準に基づき施設整備を図っています。令和4年3月に作成したトイレづくりハンドブックでは、具体的な介助用ベッドの設置事例の他、ピクトグラムによる表示についても掲載し、様々な施設での自発的な設置を促しているほか、区市町村に対し、公共施設等のトイレへの介助用ベッドの設置にかかる経費を助成しています。

■デジタルサービス局より回答/だれでも東京では、車いす利用者の他、視覚障害、聴覚障害のある方向けのバリアフリー設備や子育て設備などの幅広い情報を掲載しています。ユニバーサルシートに関する情報の記載については、こうした施設情報の更新の状況なども踏まえ検討してまいります。

8. 令和8年度修正した要望 東京障害者職業能力開発校では、身体障害者をはじめ、精神障害者、発達障害者、知的障害者など様々な障害のある方に対して、障害の特性に応じた職業訓練を実施しております。実施科目については、受講者のニーズや訓練終了後の就職の受け皿となる業界等のニーズを踏まえて設定しております。

【知的障害特別支援学校】

1. 児童・生徒の実態に応じた重度・重複学級の増設

重度・重複化や障害の多様化が進む中、実態に見合った学級編制が求められています。重度・重複学級での指導が必要な児童・生徒が普通学級に在籍し、十分な支援を受けられないケースも見られます。安全面の確保や学習機会の保障のためにも、個々の特性に応じた柔軟な学級編制と、重度・重複学級の計画的な増設を進めてください。あわせて、設置基準や教員配置の見直しについて、国に対して働きかけていただくよう要望します。

2. 教育施設と学習環境の整備

老朽化した校舎の改築・改修を早急に進め、安全で快適な学習環境を確保してください。特に耐震性や空調、水回りの改善、バリアフリー化が求められます。児童・生徒数の増加に伴う教室不足への対応として、新設・増築を検討し、適切な学習環境を整備してください。また、防災機能の強化や運動環境の整備など、学習・生活環境の向上に向けた具体的な対策を講じてください。

3. 安全・安心を守るスクールバス運行

児童・生徒の増加により、スクールバスの需要が高まる一方、添乗員や乗務員の負担が大きく、適切な対応が難しくなっています。研修制度の充実や2名体制の確保を求めます。また、必要台数の確保や事業者の契約継続を可能にするため、予算の見直しも必要です。さらに、高等部生徒の乗車基準の見直し、安全運行支援員や誘導員の配置、障害特性に応じた座席確保など、環境整備の充実を強く要望します。

4. 児童・生徒の実態に合わせた教職員の配置

特別支援学校では、児童・生徒の増加や障害の多様化が進む中、教職員の数が十分とは言えません。教育の質を維持し、個別支援を充実させるために、教員の増員と適切な配置が必要です。また、教員以外の業務を担うスクール・サポート・スタッフの採用を都立学校にも拡大し、教員が指導に専念できる環境を整えることを求めます。さらに、欠員時の迅速な補充が可能となるよう、臨時的任用教員や時間講師の確保も併せて進めてください。

5. 放課後活動の充実と質と向上

放課後等デイサービスの施設増設とプログラムの質向上を求めます。また、学童保育の利用年齢拡大をお願いしたいです。さらに、事業所の適正な評価・監査を強化し、開所時間の延長や送迎支援の拡充を希望します。

6. 緊急一時保護・短期入所の拡充

短期入所・緊急一時保護施設の増設及び利用枠の拡大を強く求めます。施設の数や予約枠を増やし、特に緊急時に迅速に利用できるよう、システムの改善や手続きの簡素化をお願いします。また、施設増設に伴う財政的支援や人材育成も重要であり、民間施設への補助金や広報活動などを通じて、支援体制を充実させることを希望します。

7. 卒業後の通所施設の増設

卒業後の進路の幅を広げるため、就労継続支援B型と生活介護の中間的機能を持つ施設の新設を含め、障害福祉サービス事業所の増設を強く要望します。また、利用時間の延長や送迎支援の充実、支援体制強化のための予算確保をお願いいたします。

8. グループホームの増設

障害者が安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、中度・重度障害者も入居できるグループホームの増設と質の向上を強く求めます。都有地の活用や施設設備の充実、専門職員の育成支援のため、予算増額もお願い申し上げます。

9. 卒業後の余暇活動の充実

高等部卒業後も障害のある本人が主体的に余暇を楽しみ、社会参加できる場の整備が必要です。夕方や休日に利用可能な成人向けデイサービスや活動拠点を拡充し、本人の自立支援とQOL向上を図るとともに、保護者の就労継続も支援する制度の早期構築を強く求めます。

10. 知的障害者雇用の促進と拡大

知的障害者の雇用拡大には、ジョブコーチはもちろん、環境整備や包括的な支援体制の充実が不可欠です。企業と都立施設で雇用枠を増やし、多様な職務の創出や理解啓発を進め、安心して長く働ける環境づくりをお願いいたします。

令和7年度要望に対する東京都の回答

1. 令和8年度修正した要望 重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法令の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に籍していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

2. 令和8年度修正した要望 施設、設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止、安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。今後とも、危険性など優先度の高いものから計画的に実施していきます。＜令和7年度予算措置額＞〇特別支援学校の改修費2,081,816千円 ＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

3. 令和8年度修正した要望 スクールバス安全運行支援員については、順次配置を進めているとされています。また、バス事業者の選定は、価格だけでなく、事業者の「安心・安全かつ安定的なスクールバス運行の履行能力」や「障害のある児童・生徒への対応に係るサービスの質」を評価する方式を原則としています。バス事業者に対する研修については、毎年3月ごろに研修を実施し、バス乗務員の障害理解、対応等に関して指導を行っています。また、通知等によりバス事業者へ随時注意喚起を行っています。引き続き、スクールバスの安心・安全な運行に努めてまいります。＜令和7年度予算措置額＞〇スクールバス12,860,690千円 〇スクールバス安全運行支援事業311,835千円 ＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

4. 令和8年度修正した要望 特別支援学校の教職員については、国の標準法に基づく都の配当基準により適切に配置しています。教職員定数については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持の観点から、国の責任が大きいと考えており、都は国に対して、特別支援学校の教職員定数を一層充実するよう要望しています。なお、都立知的障害特別支援学校では、自立活動等の指導を充実し、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、言語聴覚士や作業療法士等の外部専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。＜所管部課名＞教育庁人事課人事計画課

5. 令和8年度修正した要望 都では、都で定める基準を満たす事業者へ運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービスの運営を図っています。なお、放課後等デイサービスの運営に要する費用については、基本的に給付金により賄われるべきであり、事業所が安定した運営を行うことが必要と考えます。質の高い発達支援の提供を推進することとして、令和6年度に改定された放課後等デイサービスにおける報酬について、都は国に対し、国において引き続き検証を行い、必要に応じて見直しを行うよう、提案要求を実施しています。＜令和7年度予算措置額＞都型放課後等デイサービス事業349,940千円 ＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

6. 令和8年度修正した要望 都は、令和3年度から令和5年度までの3か年で、短期入所の定員数の整備目標を掲げ、令和5年度末で1,361名となり、3年間で107名増加しました。また、令和6年度から8年度までの3か年で、新たに140名増を目標として、引き続き、設置を促進していきます。短期入所の設置促進に向けて、整備費の設置者負担を軽減する特別助成のほか、国の報酬に上乗せした運営費の補助、短期入所を新設又は増設した場合の家庭生活上げ費等を助成する短期入所開設準備等補助事業を行っています。なお、令和6年度の国報酬改定では、福祉型短期入所において、日中の支援に係るサービス類型が新設されるなど、受入体制の強化が図られており、都では、これら制度が十分活用されるよう、今後とも、説明会などのを通じて、周知等に努めてまいります。＜令和7年度予算措置額＞障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳） 短期入所開設準備経費等補助事業3,240千円 ＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

7. 令和8年度修正した要望 都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場の整備を促進しています。通所施設等について、令和8年度末までに5,100人増を整備目標とし、特に利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応する施設整備などには、事業者が施設整備を行う場合、令和6年度から令和8年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施します。＜令和7年度予算措置額＞障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,309,408千円 障害者（児）施設整備費補助事業（障害者通所施設3か年）1,570,212千円 ＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

8. 令和5年度末で14,890名となりました。また、令和6年度から8年度までの3か年は、2,700名増を目標として、引き続き、設置を促進していきます。目標の達成に向けて、引き続き、施設整備費の特別助成の他、国の報酬に上乗せした運営費の補助、グループホームを新設または増設した場合の家庭生活上げ費等を助成するグループホーム開設準備等補助事業を行っています。なお、都では、令和元年度から、身体上又は行動特性上特別な支援を必要とする重度の障害者に対して、手厚い職員配置を行い、質の高いサービスを行っているグループホームに対して、体制強化のための経費の一部を補助する「障害者グループホーム体制強化支援事業」を実施しています。本事業は、令和6年度から、グループホームの管理者等が、都が指定する研修を受講するなど、支援の質の向上を図る取組を実施した事業者に対し、補助額を上乗せしています。＜令和7年度予算措置額＞障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳） 短期入所開設準備経費等補助事業3,240千円 障害者グループホーム体制強化支援事業430,781千円 ＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

9. 令和8年度修正した要望 都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、グループホームについては、令和3年度から令和5年度までの3年間で2,500名の定員数の整備目標として掲げ、令和5年度末で14,890名となりました。また、令和6年度から8年度までの3か年は、2,700名増を目標として、引き続き、設置を促進していきます。目標の達成に向けて、引き続き、施設整備費の特別助成の他、国の報酬に上乗せした運営費の補助、グループホームを新設または増設した場合の家庭生活上げ費等を助成するグループホーム開設準備等補助事業を行っています。なお、都では、令和元年度から、身体上又は行動特性上特別な支援を必要とする重度の障害者に対して、手厚い職員配置を行い、質の高いサービスを行っているグループホームに対して、体制強化のための経費の一部を補助する「障害者グループホーム体制強化支援事業」を実施しています。本事業は、令和6年度から、グループホームの管理者等が、都が指定する研修を受講するなど、支援の質の向上を図る取組を実施した事業者に対し、補助額を上乗せしています。＜令和7年度予算措置額＞障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳） 短期入所開設準備経費等補助事業3,240千円 障害者グループホーム体制強化支援事業430,781千円 ＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

10. 令和8年度修正した要望 東京都では、知的・精神障害者の就労促進を図るため、チャレンジ雇用事業として、平成24年度よりチャレンジジョブ（現：チャレンジジョブ）を活用した事業を教育庁、福祉保健局（現：福祉局）、産業労働局において継続して実施しています。令和5年度については、福祉局が15名、産業労働局が2名、教育庁が57名の方のチャレンジ雇用を実施いたしました。チャレンジ雇用が終了した知的障害の方は、事務補助、軽作業、一般事務、清掃等の一般就労に就いています。受入職場の拡大について、平成28年度から、福祉保健局（現：福祉局）に「東京チャレンジオフィス」にチャレンジ雇用雇用の受入を集約し、市内各局から様々な業務を受注し、幅広い経験を積むことができた形で、全庁的な取組として実施しております。また、平成30年度から、知的障害者に対して、総務局において会計年度任用職員であるオフィスサポートの採用を開始し、雇用の拡大に努めています。令和2年度より、非常勤職員から常勤職員へステップアップすることは可能とする新たな雇用の枠組みを創出し、一定の業務実績のあるオフィスサポートを対象に採用選考を実施したところであり、合格者は常勤職員（業務職）として、事務等の補助の業務に従事しております。今後とも、障害者の方々が、その種別によらず、一人一人の特性や個性に応じて能力を発揮できるように努めます。＜令和7年度予算措置額＞0千円 ＜所管部課名＞総務局人事課人事課・職員事務課

東京都と財団では職場内障害者サポーター事業として、障害のある社員を同じ会社の社員が支援する「職場内障害者サポーター」を養成する講座等を実施し、社内の支援体制を充実させることで障害者が働きやすい環境づくりを支援しています。講座では就労支援機関の役割や障害者特性について学ぶ機会や就労環境とのデモンストラクションなどを実施しています。また、養成講座修了後に「職場内障害者サポーター」として登録し、所定の研修を修了した場合には奨励金を支給しております。今後とも障害者雇用の促進に向けて事業を実施してまいります。＜令和7年度予算措置額＞〇職場内障害者サポーター事業84,046千円 ＜所管部課名＞産業労働局雇用就業部就業推進課

都立特別支援学校では、企業に加入労働・福祉関係機関の協力を得て、生徒の就職希望の実現を推進し、就職した卒業生の多くが職場に定着しています。都教育委員会では、一層の就労支援の充実に向け、都立特別支援学校を会場とする企業向けのセミナーを実施するなどして、企業の障害者雇用の理解啓発を図るとともに、民間等の活用による企業開拓を行っています。今後の法定雇用率引き上げにともない、企業の障害者雇用の機会増が予想されることから、障害者雇用に関わる労働・福祉関係機関との連携に基づき、知的障害のある生徒を含む都立特別支援学校に在籍する生徒の自立と社会参加を促進してまいります。＜令和7年度予算措置額＞〇特別支援学校における就労支援83,430千円

＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課 教育庁指導部特別支援教育指導課

障害種別共通の要望

1. 教育庁への要望

個の実態に応じた重度・重複学級の増設

- ① 障害のある児童・生徒の多様なニーズに対応するため、現行の重度・重複障害学級の基準を見直し、柔軟な学級編成が可能となる体制の整備をお願いします。

教科用図書配布の充実・改善

- ② デジタル教科書の活用を含め、児童・生徒の実態に応じて教材を柔軟に選択できる体制の整備と音声・視覚・触る・書くなど多様なニーズに対応した教材の開発充実に要望します。

ICT機器を活用した教育の充実

- ③ 障害特性に応じた ICT 機器やアプリの活用を専門家と連携して推進するとともに教職員の活用状況を把握し、支援体制を充実させてください。

専門スタッフの配置

- ④ 全ての児童・生徒が適切な指導・支援を受けられるよう障害種別を問わず、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・公認心理士等の外部専門家の配置および循環指導を引き続き推進してください。
- ⑤ 特別支援学校において専門性の高い支援を安定して提供できるよう、特別支援教育コーディネーターが業務に専念できる体制整備とスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置を進めてください。併せて国への働きかけに加え、都独自の取り組みとしての配置をご検討ください。

令和7年度要望に対する東京都の回答

1 教育庁への要望

①令和8年度修正した要望

重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に在籍していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

②令和8年度修正した要望

都教育委員会は、知的障害・発達障害等を併せ有する児童・生徒の教育内容の充実に向けて、授業改善事例をまとめ指導資料を作成するとともに、指導・助言をしてきました。今後も引き続き取り組んでいくとともに、個別指導計画に基づき、一人一人の障害の状況や特性に応じた指導の充実に努めてまいります。

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

③令和8年度修正した要望

都は情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」に様々な障害特性に合わせた ICT 機器を活用した指導事例を掲載しています。また、令和3年度の研究開発委員会事業において、一人1台の学習者用端末の効果的な活用方法の研究を行い、研究成果を都立特別支援学校に周知しています。さらに、デジタル機器を活用した学習指導等を得意としている指導教諭による模範授業等の公開を通して、デジタル機器を活用した指導内容・方法、ノウハウの普及を進めています。加えて、ICT機器の利用をサポートするため、全校にデジタルサポーター（ICT支援員）を配置するとともに、教員に対しては、必要に応じて校内でデジタル活用能力を高める研修や操作研修を実施しています。

<令和7年度予算措置額>

○情報教育に関する啓発・指導 総額 17,583 千円

○学校のデジタル化を支える体制の強化 総額 2,358,336 千円

<所轄部課名>

教育庁指導部特別支援教育指導課

教育庁総務部デジタル推進課

④令和8年度修正した要望

都立特別支援学校においては、外部人材を活用するため、各学校が状況に応じて外部専門家を委嘱し、教員と協働して教育活動の充実を図っています。

<令和7年度予算措置額>

○特別支援学校等における外部専門家の活用 712,951 千円

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑤令和8年度修正した要望

都教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。また、都立高等学校等の特別支援教育コーディネーター育成事業を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っています。教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。今後とも、柔軟な対応を行うことにより、校長の学校経営を支援していきます。

<所轄部課名>

教育庁人事部人事計画課

教育庁人事部職員課

教育庁指導部特別支援教育指導課

都教育委員会では、現在、スクールカウンセラーを都立盲学校、都立ろう学校及び都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科設置校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施しています。今後、本事業の効果検証等を行い、スクールカウンセラーの配置について検討してまいります。都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援しています。また、スクールソーシャルワーカーについては、国の活用補助事業を受け、平成21年以降実施しています。今後も国の動向を踏まえながら、本事業の実施を検討していきます。なお、配置拡大のために都は、国に対して補助率の引き上げを要望しているところです。

<令和7年度予算措置額>

○都立学校における不登校・中途退学対応 537,732 千円

<所轄部課名>

教育庁地域教育支援部生涯学習課

教育庁指導部指導企画課

教員の配置

- ⑥ 障害種別の特性に応じた高い専門性と資質を持った教員の採用と育成の充実に向けて、今後も取組の強化をお願いします。また、特別支援学校では、日常生活の指導において児童・生徒と同性の教員が介助を行う必要があり、その対応のために授業や作業を中断せざるを得ない状況も散見されます。特別支援学校の状況も踏まえ、適切に教員を配置していただくをお願いします。
- ⑦ 公立小中学校には既に配置されている支援員や補助員等について、特別支援学校にも引き続き配置してください。児童・生徒数の増加や障害の多様化、またICT機器の活用による指導方法の変化など、年々、教員への負担が増加しています。教員の負担を軽減し、授業研究や児童・生徒の指導・支援に専念できるような環境づくりに今後も取り組むようにしてください。

施設・設備の充実

- ⑧ 特別支援教育におけるセンター校として機能するとともに、他の障害種別の児童・生徒に対応するために、学校の施設・設備の見直しを積極的に行ってください。老朽化が目立つ施設・設備も散見されるため、積極的な施設・設備の現状把握も要望します。バリアフリー法、建築物バリアフリー条例に照らした合わせた施設の充実にあたり、既存校についても大規模改修を待たずに必要性の高いものから施設整備・環境整備を行ってください。
- ⑨ 災害用備蓄品について、児童・生徒の障害等の状態に合った備蓄の拡充に向けて、引き続き取組を進めてください。マンホールトイレなどの導入だけでなく簡易トイレの配備やそれぞれの障害に合わせた備蓄品の見直しも進めてください。

通学に関しての充実（スクールバスの効率的活用）

- ⑩ 知的障害特別支援学校の大型バスについては、添乗員の複数配置の配慮をいただき感謝しております。今後も障害種や車両サイズに拘わらず、児童・生徒の実態に応じた添乗員の配置、確保をお願いします。また、児童・生徒が安心して乗車できるよう、引き続き乗務員への研修・指導も徹底してください。

⑥令和8年度修正した要望

教員採用選考では、教育活動を行うに当たって十分な能力を有しているか評価して採用を行っています。今後も優秀な教員の確保に向けて取り組んでいきます。

<所轄部課名>

教育庁人事部選考課
教育庁人事部職員課

⑦令和7年度と同じ要望

都教育委員会は令和6年3月に「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を策定し、長時間勤務の解消と授業準備や子供と向き合う時間確保のため、働き方改革を推進することとしています。また、都では、ICT機器の利用をサポートするため、都立学校全校にデジタルサポーター（ICT支援員）を配置するとともに、教員に対しては、必要に応じて校内でデジタル活用能力を高める研修や操作研修を実施しています。今後は、各校のデジタル活用の中核となる教員を対象に各校の活用状況等を把握し、デジタル活用促進に向けた取組につなげていく予定です。

<令和7年度予算措置額>

○学校のデジタル化を支える体制の強化 総額2,358,336千円
○学校におけるデジタル利活用の推進 総額5,000千円

<所轄部課名>

教育庁総務部デジタル推進課
教育庁人事部職員課

⑧令和8年度修正した要望

都立特別支援学校の施設設備に際しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（バリアフリー条例）に基づき整備を行っています。

<令和7年度予算措置額>

○特別支援学校の造改修 2,081,816千円

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑨令和8年度修正した要望

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校が福祉避難所や災害時帰宅支援ステーションとなる場合に備え、改築や大規模改修等の際にマンホールトイレや非常用発電機・非常用通信設備等を整備していきます。

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑩令和7年度と同じ要望

スクールバス安全運行支援員については、順次配置を進めているところです。また、バス事業者の選定は、価格だけでなく、事業者の「安心・安全かつ安定的なスクールバス運行の履行能力」や「障害のある児童・生徒への対応等に係るサービスの質」を評価する方式を原則としています。バス事業者に対する研修については、毎年3月ごろに研修を実施し、バス乗務員の障害理解、対応等に関して指導を行っています。また、通知等によりバス事業者へ随時注意喚起を行っています。引き続き、スクールバスの安心・安全な運行に努めてまいります。

<令和7年度予算措置額>

○スクールバス安全運行支援事業 300,449千円

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

- ⑪ 児童・生徒の障害特性や実態に応じて添乗員を柔軟に配置し、安心安全な通学が継続できるようにしてください。あわせて、添乗員には障害理解を深めるための研修を実施し、その質の向上にも努めてください。また、児童・生徒数増加により、新学期開始時にバス台数が不足する状況が見られます。安全な登下校を確保するため必要な台数を確実に配車できるよう事前の準備と調整を徹底してください。

通級指導学級の設置

- ⑫ 都立特別支援学校のセンター的機能による、都立高校の通級指導の支援に際しては、在校生の教育活動にも配慮し、予算支援など十分な配慮をしてください。今後も、対象となる生徒の増加が見込まれます。教職員の適切な配置基準も含め、検討を引き続き行ってください。

就労支援の充実

- ⑬ 就労支援を技術や能力、就業先の開拓にとどまるのではなく、人間性や規範、アサーティブな考え方など、心の教育にも引き続き力を注いでください。また、実際の就労支援の結果を活かし、更なる支援向上のために得たデータを活用してください。現状に満足することなく、子どもたちの未来のために活用できる就労支援の継続を求めます。

教育庁と福祉保健局・産業労働局が連携した就労支援

- ⑭ 卒業後、職場に定着できるよう特別支援学校でも3年程のフォローアップがありますが、適切な支援を受けられずに離職してしまうケースも多いです。地域の就労支援機関に加え、都立特別支援学校の卒業生が母校以外にも相談できる就労相談機関が必要不可欠です。そのため、相談できる機関の設置とアドバイザーの増員を希望します。今後、働き方が多様化される社会で、特別支援学校の卒業生が安心して職場に定着し続けられるよう、教育庁と福祉保健局・産業労働局とが連携した就労支援の仕組みを引き続き作ってください。

⑪令和8年度修正した要望

安定したバス配車に向けて、新たな契約手法の導入等に取り組んでいるところです。引き続き、必要台数の確保に努めてまいります。

<令和7年度予算措置額>

○スクールバス 12,860,690 千円

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑫令和8年度修正した要望

都立高校（都立中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）では、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しています。都立高校における通級による指導を充実させていくためには、学校全体で発達障害教育を推進できる体制づくりや、都立高校における通級による指導を支援する仕組みづくりが必要です。そのため、令和4年度から、各都立高校等が発達障害教育を進める際に、専門的な知識やノウハウを有する都立特別支援学校と連携して対応できる仕組みを構築しています。全校の拠点となる都立特別支援学校に、高い専門性と経験等を有する教員を配置するなどにより、各特別支援学校によるセンター的機能が適切に実施されるよう取り組んでいます。教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

教育庁人事部人事計画課

⑬令和7年度と同じ要望

都教育委員会では、令和4年度より就労支援員の増員を図り、新たに就労移行支援（職場定着）チームを結成しています。このチームが都立特別支援学校卒業生の就労先企業へ訪問し、本人の様子などについて、当該校に適宜、情報提供等を行い、地域の就労支援機関への移行を促進するために中心的な役割を担っています。さらに、平成29年度以降の卒業生について就労定着・就労移行調査を実施し、卒業後3年までの定着状況や離職理由について集計し分析を行っています。今後も、定着率の向上に向けた支援体制について検討を行います。

<所轄部課名>

教育庁指導部特別支援教育指導課

⑭令和7年度と同じ要望

区市町村障害者就労支援センターのほか、障害者就業・生活支援センターでも、離職した又は離職のおそれのある障害者、定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行っています。支援の対象者には、特別支援学校の卒業生も含まれます。

<令和7年度予算措置額>

障害者就業・生活支援センター事業：65,228 千円

<所管部課名>

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

都では、障害者の雇用上の配慮事項等を紹介した「障害者雇用促進ハンドブック」を毎年度作成して、企業や就労支援機関、ハローワーク等に広く配布し、周知・啓発を図っています。また、企業と障害者の方のマッチングの場として、令和4年度より「TOKYO 障害者マッチング応援フェスタ」を開催しており、特別支援学校の生徒による実演や、教育庁・福祉局のブースも出展しております。今後とも、教育庁と福祉局、産業労働局が連携した就労支援に努めてまいります。

<令和7年度予算措置額>

○重度障害者等の雇用対策 5,203 千円

○企業に対する障害者雇用普及啓発事業 18,602 千円

○TOKYO 障害者マッチング応援フェスタ 216,691 千円

<所管部課名>

産業労働局雇用就業部就業推進課

都教育委員会では、令和4年度より就労支援員の増員を図り、新たに就労移行支援（職場定着）チームを結成しています。このチームが都立特別支援学校卒業生の就労先企業へ訪問し、本人の様子などについて、当該校に適宜、情報提供等を行い、地域の就労支援機関への移行を促進するために中心的な役割を担っています。さらに、平成29年度以降の卒業生について就労定着・就労移行調査を実施し、卒業後3年までの定着状況や離職理由について集計し分析を行っています。今後も、定着率の向上に向けた支援体制について検討を行います。

<所轄部課名>

教育庁指導部特別支援教育指導課

教育内容・個別の支援計画の充実

- ⑮ 幼児・児童・生徒一人一人の実態に応じた教育内容の充実と、学齢期から卒業後までのスムーズな移行を図るためにも、学校および関係各機関との連携した個別の教育支援計画の作成と活用は重要です。更なる内容の充実などで、着実に連携が進むような働きかけをお願いします。

⑮令和7年度と同じ要望

都教育委員会では、平成29年3月に作成した「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を基に、区市町村教育委員会等に対して、就学支援シートの作成や活用、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）への引継ぎについて、就学相談関係事務説明会を開催するなどして継続的に周知を行っています。今後も、就学支援シートや学校生活支援シートの活用と引継ぎの充実が図られるよう、各区市町村教育委員会等に働きかけていきます。

< 所轄部課名 >

教育庁指導部特別支援教育指導課

地域生活の基盤整備の充実

- ⑯ 副籍、特に直接交流の実施状況は、障害特性や学年が上がるにつれ、減少傾向にあります。交流の好事例を共有したり、オンラインの併用等も自治体に積極的に働きかけてください。また学校間交流なども、特定の学校とだけでなく、隣接区など様々な学校が特別支援学校と在籍する子どもたちを知る機会につなげてください。

⑯令和7年度と同じ要望

都教育委員会では、区市町村教育委員会に対し、令和6年2月に「副籍ガイドブック（改訂版）」を、令和7年に「副籍交流事例集」を配布し、担任教員、受け入れ先の教員、保護者、コーディネーター等のそれぞれの役割や利用に関する手続きを示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。

< 所轄部課名 >

教育庁指導部特別支援教育指導課

G P S付き端末の配布

- ⑰ 障害のある児童・生徒は、迷子になったりトラブルに巻き込まれるリスクが健常児より高く、警察や学校からG P S付き端末の携帯を勧められることがあります。また、一人通学を始めると、その居場所を保護者や支援者が正確に把握することが難しくなります。品川区など一部の自治体では、希望する区内在住児童に支給されていますが、区別で対応が異なるため、希望者には広く配布されるよう自治体への働きかけをお願いします。現在、配備されている小型端末（タグ）のさらなる導入・配備の拡充とともに関連制度や保護者が情報を得られる場・サービスの整備も進めてください。

⑰令和8年度修正した要望

都教育委員会では、平成30年度に作成したリーフレット「位置情報（G P S）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」の周知や児童・生徒の実態に応じ安全に配慮した通学指導の工夫について、校長連絡会等を通じて情報提供を行っています。また、児童・生徒の登下校時の更なる安全確保に向け、令和7年度には研究指定校に位置情報探索機器を貸与するなど、有効な対策を検討していきます。

< 所轄部課名 >

教育庁指導部特別支援教育指導課

異なる障害種別の併置・併設校の条件整備を

- ⑱ 異なる障害種を併置・併設する特別支援学校において、養護教諭・栄養士・事務職員・技能職員は、適切な業務量から考え、児童・生徒数や学級数に応じた人員配置をしてください。副校長・主幹教諭の人員配置についても、学校規模や学校の形態、状況に即した人数とし、定数の見直しなども含め、円滑な業務が引き続き行えるようにしてください。

⑱令和7年度と同じ要望

特別支援学校の教職員については、国の標準法に基づく都の配当基準により適切に配置しています。

< 所轄部課名 >

教育庁人事部門人事計画課

教育庁総務部総務課

不審者対策

- ⑬ 都立特別支援学校においては機械警備等や非常通報装置の設置などの防犯対策が進められていますが、校舎構造上の死角や人的配置の不足など現場には依然として不安の声があります。学校ごとの実情に即した不審者対策を一層強化してください。死角解消に向けた施設改修やボランティアなどによる学童擁護員などの人的支援の拡充についても実施可能な対応をお願いします。

⑨令和8年度修正した要望

都立特別支援学校では、児童・生徒等の安心・安全の確保を最優先に、機械警備を導入するとともに非常通報装置を設置するなど、防犯・安全対策を講じています。引き続き、児童・生徒等の安心・安全の確保を最優先に対策を講じてまいります。

<所轄部課名>

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

福祉局

2 福祉局への要望

放課後活動の充実

- ① 学齢期の障害児にとって、放課後活動はなくてはならない存在です。施設は増加傾向にありますが、小規模で運営する心身障害児・者通所訓練施設・地域デイグループ事業施設などの継続発展のための移行支援をしてください。また、肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童の受入れ拡充をお願いします。
- ② 放課後等デイサービスの充実によって、学齢期の障害児の下校後の時間の過ごし方は大きく変わり、また保護者は就労も可能となりました。しかし卒業、福祉就労をすると、学齢期のような余暇支援はなくなり、家庭と事業所の往復のみとなるだけでなく、早い時間の帰宅となるために、保護者は転職または離職をせざるを得なくなります。放課後等デイサービスに類した卒業後の事業支援について、区市町村への働きかけと支援を継続してお願いします。

①②令和7年度と同じ要望

放課後等デイサービスの都内事業所数は、平成24年4月の119か所から、令和7年1月時点で1299か所まで増加しており、各地域において設置が進んでいるところです。都は、報酬単価の設定に当たっては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善することなどを国へ提案要求しています。また、重症心身障害児以外を対象とする事業所においても、医療的ケア児の受入れ状況等の実態を踏まえて、受入れが進むよう必要な支援策を講じることなど、引き続き国へ提案要求しています。さらに、都は、支援の質の向上を図るため、経験豊富な職員の配置などが定める要件を満たす事業所に対して、補助を行うための予算を措置しています。

都では、障害がある青年・成人の障害者が、日中活動や就労後に、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、活動等を行う場の確保や活動を行う事業に対して、「東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業」において、「青年・成人期の余暇活動支援事業」として、補助を実施しております。また、余暇活動に対する支援としては、国の地域生活支援事業における「日中一時支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」を活用することも可能です。地域活動支援事業の実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っておりますが、区市町村が当該事業を充実させるためには、国が十分な財政措置を行う必要があることから、引き続き、国へ要望してまいります。今後も、説明会等を通じて多くの区市町村で取組が進むように働きかけていきます。

<令和7年度予算措置額>

都型放課後等デイサービス事業 349,940 千円

障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000 千円（内数）

<所管部課名>

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

障害者自立支援法について

- ③ 区市町村の経済力の差が、サービスや利用者負担の地域間格差を大きくしています。地域間格差を解消するとともに、利用者サービスの向上をさらに図るよう指導及び補助金の増額の検討を引き続き行うようにしてください。
- ④ 行政サービス手続きの簡素化、充実を今後も推し進めてください。
- ◎緊急一時等、行政サービスは利用までに時間がかかり、実際に支援が必要な時に速やかに利用できない状況があります。必要な支援が迅速に受けられるよう、手続きの簡素化を引き続き行ってください。

③④令和7年度と同じ要望

都は、区市町村地域生活支援事業により、区市町村が実施する地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な取組を支援するほか、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」により、地域生活支援事業の対象とならない区市町村が実施する地域の実情に応じた主体的な取組を支援しています。なお、地域生活支援事業は、自立支援給付と相まって障害児を支える重要なサービスであり、今後とも必要に応じてメニューを充実させていくべきものと考えますが、国は5割等の補助率を確保しておらず、財源確保が不十分であることから、都は国に対し、十分な予算措置を講じるよう、提案要求しています。

都は、令和3年度から令和5年度までの3か年で、短期入所の定員増の整備目標を掲げ、令和5年度末で1,361名となり、3年間で107名増加しました。令和6年度から8年度までの3か年で、新たに140名増を目標として、引き続き、設置を促進していきます。短期入所の設置促進に向け、整備費の設置者負担を軽減する特別助成のほか、国の報酬に上乗せした運営費の補助、短期入所を新設又は増設した場合の家賃借上げ費等を助成する短期入所開設準備等補助事業を行っています。移動支援事業は、障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業の一つであり、区市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業となっています。都は、移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必ず必要となるサービスであることから、国に対し個別給付化を行うことを提案要求しています。

<令和7年度予算措置額>

区市町村地域生活支援事業 2,963,000 千円

障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000 千円（内数）

◎緊急一時保護や学童保育の充実を引き続きお願いします。

◎通学に移動支援を使えるよう条件緩和と導入地域の拡大を働きかけてください。

地域生活を充実させるための支援体制確立

- ⑤ 安心した生活のためのアドバイスができる支援機関等は居住地域や市区町村によって格差が生まれているのが現状です。引き続き、アドバイザー等支援員の派遣を行い、支援機関等の充実促進をお願いします。
- ⑥ 自立支援法により事業体系が大きく変更されましたが、新事業体系のみでなく補助金等の充実を引き続きお願いします。
- ⑦ 福祉施設職員の処遇を引き続き改善してください。現在の給与水準では経験豊富な職員や男性職員が定着しにくく、今後の人手不足が懸念されます。新たな求人をして、応募や就職につながりません。そもそもの理念や施設概念をご理解いただき、施設就労者への支援や処遇改善に力を注ぐようお願いします。

経済的給付の再考

- ⑧ 日々、住まいや日常生活の場等地域生活基盤の整備をしていただきとても感謝しております。しかし、社会全体での経済的負担は年々増えているのが現状です。そのため、引き続き各種手当等の所得制限の緩和や見直し等、必要な物品に対する経済的給付の再考をお願い致します。

通所・入所・体験寮等各施設の確保・充実

- ⑨ 東京都障害者福祉計画のもとに様々な整備に取り組んでいただいておりますが、以下の点の促進を今年度も引き続き促進してください。
- ◎通所施設の増設（通所更生施設も含めて）
 - ◎重度・重複者向け入所施設の確保
 - ◎中・重度・重複障害者が利用可能な生活寮
 - ◎医療的ケアを必要とする障害児・者の通所施設
 - ◎学校を卒業後の余暇活動の場

短期入所開設準備経費等補助事業 3,240 千円
＜所管部課名＞
福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

⑤⑥⑦令和7年度と同じ要望

令和4年の障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、各区市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業者に対する相談、助言、指導等の業務が法律上明確化されました。都は、基幹相談支援センターを設置していない区市町村に設置を促すとともに既に設置している期間相談支援センターの充実を図るため、相談支援に関するアドバイザーを派遣し、好事例の紹介や地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進していきます。

都は、区市町村地域生活支援事業により、区市町村が実施する地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な取組を支援するほか、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」により、地域生活支援

事業の対象とならない区市町村が実施する地域の実情に応じた主体的な取組を支援しています。なお、地域生活支援事業は、自立支援給付と相まって障害者児を支える重要なサービスであり、今後とも必要に応じてメニューを充実させていくべきものと考えますが、国は5割等の補助率を確保しておらず、財源確保が不十分であることから、都は国に対し、十分な予算措置を講じるよう、提案要求しています。

職員の人件費をはじめとする事業の運営に要する費用については、基本的に給付費でまかなわれるべきであり、障害福祉サービスの報酬単価は、事業者が安定した事業運営を行うことができるよう設定される必要があると考えます。都は、福祉・介護職員の処遇改善について、事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとするを国に対し、提案要求するとともに、令和6年度から、福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する障害福祉サービス等事業所を支援する「障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業」を実施し、福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組を支援しています。

＜令和7年度予算措置額＞

東京都相談支援体制整備事業 26,419 千円
区市町村地域生活支援事業 2,963,000 千円（内数）
障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000 千円（内数）
障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業 12,866,657 千円

＜所管部課名＞

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

⑧⑨令和7年度と同じ要望

都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、生活介護を含む日中活動の場やグループホーム等の整備を促進しています。通所施設等については、令和8年度末までに5、100人増を整備目標とし、特に利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応する施設整備などには、事業者が施設整備を行う場合、令和6年度から令和8年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施しています。

グループホームについては、令和8年度末までに2、700人増を整備目標とし、令和8年度末までに2、700人増を整備目標とし、令和6年度から令和8年度までの3年間、重度障害者に対応するグループホームを整備する際、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施しているほか、グループホーム利用者の重度化・高齢化に対応する設備等の整備に対する加算を設けております。加えて、令和6年度から、重度障害者を受け入れるグループホーム等を整備する場合、補助基準額を引き上げる重度対応特別単価を適用いたします。

入所施設については、地域生活についての相談や体験機会・場の提供、緊急時の受入れなどの機能を有する地域生活支援拠点等について、各市区町村に少なくとも一つ整備することを目標に掲げている。整備に要する経費については、国庫補助も活用しながら、都は補助を実施しています。しかし、この施設整備に関する国の予算については、近年厳しい状況が続いています。このため、都は国に対し「障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、人口規模や地域の整備状況等を勘案して国庫補助制度にすること」を訴えているところです。障害者施設の整備に必要な財源を確保するよう、引き続き国に提案要求しています。また、都では、障害がある青年・成人の障害者が、日中活動や就労後に、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、活動等を行う場の確保や活動を行う事業に対して、「東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業」において、「青年・成人期の余暇活動支援事業」として、補助を実施しております。

＜令和7年度予算措置額＞

障害者（児）施設整備費補助（障害者通所施設3か年） 1,570,212 千円【規模増】
障害者通所施設等整備費補助（3か年） 1,309,408 千円【規模増】
障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000 千円（内数）

＜所管部課名＞

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

3. 保健医療局への要望

保健医療局

医療スタッフの養成と増員

- ① 医療スタッフや看護師不足により医療行為が必要な重度心身障害児・者のショートステイが難しい状況が続いております。引き続き看護師の育成や育児休職等から復帰しやすい環境の整備・支援をしてください。また、医療機関等に対する医療型短期入所の開設を促すための医療コンサルタントによる個別訪問や個別相談も大変助かっていますので、継続した支援を今後も宜しくお願いします。

①令和7年度と同じ要望

都は、障害児の家族の一時的な休養等のため、病院や重症心身障害児の入所施設などで、重症心身障害児を主な対象とする短期入所の体制整備を図っています。医療的ケア児に対応できる短期入所を拡充するため、病院のほか、医療機能を有する福祉施設などを対象として、福祉職の配置加算や医療的ケア児を受入れた実績に応じた日額加算、短期入所開設時に必要な人工呼吸器などの医療機器を整備するための補助など、都独自の加算や補助を行っています。さらに、都内の医療機関等に対して、医療型短期入所の開設を促すため、民間の医療コンサルタントによる個別訪問や個別相談も実施し、事業実施を広く働きかけていきます。

<令和7年度予算措置額>

障害者（児）ショートステイ事業（病床確保・受入促進員配置） 352,385 千円
障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援） 21,797 千円
障害者（児）ショートステイ事業（医療機器等整備費補助） 100,800 千円

<所管部課名>

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

居住地での医療の保障

- ② 種別に拘らない障害理解のある地域医療の充実・支援をお願いします。住み慣れた居住地において専門性の高い医療機関は必要不可欠といえます。今後もより良い生活のために、各医療機関の専門性の向上や充実をお願いします。
- ③ 今後も小児神経科医の育成や配置を推奨していただくとともに、小児総合医療センターにおいて多様な障害に対応できるようにしてください。また、小児対象年齢を超えた移行期医療についても継続して連携を行ってください。

②令和7年度と同じ要望

「東京都保健医療計画」では、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」の実現を目指し、5つの基本目標を掲げており、引き続き、地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実を図っていきます。

<所管部課名>

保健医療局医療政策部医療政策課

③令和7年度と同じ要望

都立病院では、専門医を育成するための研修制度として「東京医師アカデミー」を運営しており、小児神経科に対応できる医師の育成に努めています。また、都立病院では、一般の医療機関では対応が困難な障害者との合併症医療や歯科医療等の障害者医療を「行政的医療」と位置づけ、提供しています。今後も、障害者医療を重点医療としている大塚病院や、小児医療の拠点となる小児総合医療センター等において、障害者医療に適切に対応していきます。移行期医療についても、多摩メディカル・キャンパス内での連携をはじめ、都立病院間やその他の医療機関と密接な連携を行いながら治療にあたります。

<所管部課名>

保健医療局都立病院支援部法人調整課

4. 産業労働局への要望

産業労働局

障害者雇用の促進・拡大

- ① 障害状況の実態とニーズに応じた雇用促進のために、採用後の障害種別ごとの課題集約を確実に行っていただき、今後の雇用促進につながるよう取り組みをお願いします。
- ② 学校と連携した、企業への啓発、障害者雇用企業への助成内容の充実、障害者を雇用するNPO法人や個人事業主への助成拡大、雇用率達成の徹底について、働きかけをお願いします。
- ③ 引き続き公的機関での積極的な雇用の推進を指導し、現場実習等の受け入れ先を拡大してください。また、障害の特性はさまざまで、一般的な就業形態では難しい方もいます。そのため、柔軟な働き方が選択できるように企業への働きかけをしてください。

①②③令和7年度と同じ要望

東京都では、「障害者雇用促進ハンドブック」の中で、「障害者に関する法律」という項目を設け、差別禁止や合理的配慮について分かりやすく記載し、障害のある方に安心して働いていただけるよう、企業に対し広く周知を図っています。また、東京しごと財団を通じて、初めて障害者の雇用を行う企業の人事労務担当者向けに、障害者雇用に必要な知識・情報・ノウハウを学んでいただく「障害者雇用実務講座」や、障害者雇用に関する好事例等の情報提供を行う「企業向けセミナー」、「職場体験実習」等の事業を実施しております。今後とも、企業の障害者雇用の促進に努めてまいります。

<令和7年度予算措置額>

○重度障害者等の雇用対策 5,203 千円
○障害者雇用就業総合推進事業 187,759 千円

<所管部課名>

産業労働局雇用就業部就業推進課

5. 建設局ほかへの要望

バリアフリー化の更なる促進

- ① バリアフリー法の施行に伴い、より良い環境整備がされてきていることに感謝申し上げます。しかし、障害の種類によりそれぞれ求めるものが異なっていることも事実です。実際の当事者から聞き取りを行い、当事者の意見を取り入れたバリアフリー化の更なる促進をお願いします。
- ② バリアフリー化が進んでいても、放置自転車等の違反によりそれらが機能しないことがあります。これらは警察の取り締まりだけでなく、都や市区町村も連携した長期的な取り組みとして対策を引き続きお願いします。

6. 総務局への要望

総務局 防災・福祉避難所の整備

- ① 福祉避難所を必要とする障害児・者の特性はさまざまであり、いざという時に躊躇なく利用できるようにスペースの確保や合理的配慮に基づく支援体制の整備をお願いします。また、障害種別に関係なく災害時は通学地域が広いために引き取りが困難になる可能性もあり、懸念されています。きょうだいが他学校へ在籍している場合も想定し、都立学校にも市区町村の福祉避難所の情報が確実に届くよう、行政内でのシステム構築をお願いします。

建設局ほか

①令和7年度と同じ要望

都市整備局では「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（令和元年9月公表）の策定に当たっては、障害者団体等の意見も聞きながら取りまとめました。今後とも、こうした計画策定の際には必要に応じ、当事者の意見を取り入れてまいります。

<所管部課名>

都市整備局都市基盤部交通企画課

都は、地域福祉推進区市町村包括補助事業によりバリアフリー改修する際には、住民点検を前提とすることを求めている。今後も様々な地域で当事者参画の機会が増えるよう、区市町村等へ働きかけていきます。

<所管部課名>

福祉局生活福祉部企画課

②令和7年度と同じ要望

バリアフリーの通行環境を阻害する放置自転車・違法出店・違法駐車対策については、引き続き、違法行為に対する取締りを行うほか、関係機関と連携しながら各種対策を推進してまいります。

<所管部課名>

警視庁交通部交通規制課、駐車対策課

総務局

①令和8年度修正した要望

【福祉避難所の整備について】

都は、国が作成した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を区市町村に周知するとともに、同ガイドライン及び区市町村による円滑な避難所運営の取組を支援するため作成した「東京都避難所管理運営の指針」において、障害のある方など避難所利用者の特性を踏まえた居場所や空間の確保等の配慮方法を記載し、障害のある方が避難生活を送る上で必要な支援を受けられるよう区市町村に対して働きかけております。また、同指針において、配慮を必要とする方がどのような支援が必要か、本人や家族等から聞き取りを丁寧に行うことを示しております。区市町村では本人等の意向等も踏まえて避難所運営を行うこととされており、引き続き、区市町村における避難所の管理運営を支援していきます。

さらに、都は、要配慮者の避難先確保に向け、福祉避難所等の整備を進める区市町村に対する経費等の補助を実施する「福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業」を、令和7年度から開始予定です。

【要配慮者への支援について】

都は、障害児・者などの要配慮者が災害時に円滑に避難し、適切な支援を受けられるよう、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の効果的・効率的な作成や、福祉避難所の開設訓練などに取り組む区市町村を財政的に支援してきました。令和7年度も更なる支援の充実に向け、予算措置を行っています。また、区市町村の防災主管部署・福祉保健主管部署の担当者を対象とした研修会を毎年度開催しており、個別避難計画の作成や計画を活用した避難訓練の実施等に係る好事例を紹介・共有するなど、区市町村の取組を技術的に支援しています。

<令和7年度予算措置額>

福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業 170,000 千円

災害時要配慮者対策の推進 16,327 千円

地域福祉推進区市町村包括補助事業 4,166,000 千円（内数）

<所管部課名>

福祉局総務部総務課

各障害種別の要望

【盲学校】

教育庁

就学奨励費について

就学奨励費を毎年支給していただき、ありがとうございます。引き続き学校経費・学校給食費・就学奨励費の堅持をお願いします。
(文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲)

情報保障の環境整備について

①学校教育用具に対する就学奨励費の拡大について

視覚に障害のある児童・生徒にとって、白杖、眼鏡、点字ディスプレイ、パーキンス等の学校教育用具は、学校生活を送る上で必要不可欠です。これらを購入するには日常生活用具等事業の福祉制度を利用しますが、補助の年齢制限や居住自治体格差等があり、購入を断念する家庭もあります。すべての児童・生徒が等しく教育を受けられるよう、就学奨励費制度を拡大し、学校教育用具も支給対象となるよう働きかけをお願いします。
(八王子盲・文京盲・葛飾盲・久我山青光)

②生徒が主体的に活用できる ICT 環境の整備について

視覚に障害がある生徒がさまざまな学習場面で主体的に情報機器を活用するためには、PC に加え補助機器が必要です。入出力支援ソフト (PC トーカー、点字ディスプレイなど) が必要な生徒には、一人 1 台端末と合わせて同時に支給できるよう、お願いします。たとえば、ブレイルメモなどの点字ディスプレイがより多く整備されれば、必要とする生徒への貸出が可能となり、学習の質や自立に向けた意欲の向上が期待されます。今後のさらなる支援機器の充実について、各校へのヒアリングおよび支援をお願いします。
(文京盲・葛飾盲・久我山青光)

③教科用図書の配布について

点字を使用する児童・生徒は、家庭学習において保護者の支援が困難となることがあります。家庭学習にかかる経費は現在、福祉の生活保護制度で措置されておりますが、すべての児童・生徒が家庭学習においても平等に学べるよう、特別支援教育の観点から墨字教科書の別途配布をお願いします。
(八王子盲)

④教科書フォントの視認性向上について

今年度から改訂された中学部英語の教科書について、小文字の a と o の判別が非常に難しいとの声が挙がっています。視覚に障害のある児童・生徒にとっては、フォントの違いが読み取りやすさに大きく影響します。次回の視覚特別支援学校における教科書採択に際しては、特に英語や数字に関しては「UD デジタル教科書体 欧文」など、視認性に配慮されたフォントの採用をお願いします。
(久我山青光)

学校設備整備・更新について

①学校の設備整備・更新について

本校の校舎は築 29 年を迎え、一部の設備で老朽化が進んでいます。特に、当時設置された校内の手すり、気温が上昇すると手すり内部から出る原因不明の液体でべたつき、交換が必要な状態です。視覚障害のある幼児児童生徒にとって、校内全ての手すりは必須であり、安全かつ安心して触れられることが求められます。その他の設備についてもヒアリングのうえ、現在の実情に合わせた整備・更新をお願いします。
(葛飾盲)

②転落防止ネットの設置について

文京盲学校は地下 2 階・地上 6 階建ての免震構造のある校舎です。昨年度はご支援いただき、お陰様で地下の免震ピット部分と 4 階・5 階部分のベランダにはネットを張ることが出来ました。しかし、生徒が主に活動する 3 階のベランダは未だに安全ネットの設置がありません。転落事故を防ぐために生徒が活動する階への転落防止ネットの整備をぜひお願いします。
(文京盲)

③寄宿舎の設備整備・更新について

開舎から 37 年目を迎える中、空調・中庭工事などご配慮ありがとうございます。寄宿舎 1、2 階廊下の 3ヶ所のガラス装飾壁について、夏

令和 7 年度要望に対する東京都の回答

教育庁

令和 7 年度と同じ要望

学校の教育活動に係る経費及び就学奨励費に関しては、必要な経費を措置できるよう、引続き財政当局と調整してまいります。

<令和 7 年度予算措置額>

○特別支援学校就学奨励事業 1,197,350 千円

<所轄部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

情報保障の環境整備について

①令和 8 年度修正した要望

地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付事業については、国は告示により (厚生労働省告示第 529 号 (平成 18 年 9 月 29 日)) 用具の要件、用途及び形状について示しており、実施主体である区市町村は、告示を踏まえ、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業となっています。都は、区市町村が地域生活支援事業を実施するに当たり、取組の参考となるよう、各区市町村における事業の実施状況を取りまとめ、周知しています。引き続き、各区市町村が地域の実情に応じた取組を進められるよう、周知に努めていきます。<令和 7 年度予算措置額> 区市町村地域生活支援事業 2,963,000 千円

<所管部課名> 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

②令和 8 年度修正した要望

都では、情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」に様々な障害特性に合わせた ICT 機器を活用した指導事例を掲載しています。また、ICT 機器の利用をサポートするため、全校にデジタルサポーター (ICT 支援員) を配置するとともに、教員に対しては、必要に応じて校内でデジタル活用能力を高める研修や操作研修を実施しています。今後は、各校のデジタル活用の中核となる教員を対象に各校の活用状況等を把握し、デジタル活用促進に向けた取組につなげていく予定です。また、都では令和 3 年度中に、主に盲学校に対して、入出力支援装置等の整備を行いました。更なる機器の増設については、必要性を踏まえて検討していきます。さらに、東京都教職員研修センターでは、特別支援学校教員が、障害理解を深め、児童・生徒の実態等に応じた ICT 活用を図るなど、専門性を向上させるための研修を実施しています。<令和 7 年度予算措置額> ○情報教育に関する啓発・指導 17,583 千円 ○学校のデジタル化を支える体制の強化 総額 2,358,336 千円 ○学校におけるデジタル利活用の推進 総額 5,000 千円
<所轄部課名> 教育庁総務部デジタル推進課
教育庁指導部研修センター

③令和 8 年度修正した要望

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、教科書無償給与の対象となるのは、児童生徒の使用する教科書となっております。教科書を含む家庭学習に係る経費は、生活保護制度等により措置されています。

<所轄部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

④令和 8 年度新たな要望

学校設備整備・更新について

①令和 8 年度修正した要望

今後とも、施設・設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施していきます。

<令和 7 年度予算措置額>

○特別支援学校の造改修 2,081,816 千円

<所轄部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

②令和 8 年度修正した要望

施設・設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。今後とも、危険性など優先度の高いものから計画的に実施していきます。

<令和 7 年度予算措置額>

○特別支援学校の造改修 2,081,816 千円

<所轄部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

③令和 8 年度修正した要望

今後とも、施設・設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施していきます。

<令和 7 年度予算措置額>

○特別支援学校の造改修 2,081,816 千円

<所轄部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

の西日で室温が30度以上に上昇します。熱中症の危険を防ぐため、通常の壁への改修をお願いします。また、トイレの便器は開舎当時のもので、冬に便座の冷たさで利用を嫌がる舎生もおり対応に苦慮しています。一般家庭での温水暖房便座の普及率は8割を超えており、家庭と同様に寄宿舎でも快適に利用できるよう、温水洗浄便座の設置をお願いします。(葛飾盲)

教職員等の配置について

①盲学校に勤務する教職員の歩行訓練士資格取得に向けた制度の確立

令和7年度現在、都立の盲学校に勤務する歩行訓練士の有資格者は3名(文京盲に1名、八王子盲に2名)しかいません。また、現在東京都では自立活動(視覚障害)の教員募集が無く、盲学校から転出すると歩行訓練士の資格が活かせません。「歩行」に不安や困難をかかえる視覚障害の生徒に歩行指導を行う教員の専門性向上の為、専門職としての歩行訓練士の雇用、あるいは教員が在職中に資格を取得できる研修制度の確立をお願いします。(文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲)

②歩行訓練士の配置拡充と制度の柔軟化について

今年度から、歩行訓練の外部派遣を実現して頂きありがとうございます。しかし現状では、週1回程度の来校にとどまっており、児童生徒の多様なニーズに対応するには支援体制として十分とはいえません。また、現行制度では歩行訓練士による指導の範囲が限定されており、より柔軟な支援のあり方が不可欠です。つきましては、歩行訓練士が日常的に校内で継続的な支援を行える環境の整備をお願いします。(久我山青光・葛飾盲)

③保育所等訪問支援など外部支援制度の周知・連携について

重複障害を持つ児童生徒が増えており、保育所等訪問支援などの外部支援制度を学校で確実に活用できるよう、明確な運用ガイドラインを策定し全校に通知してください。現場判断で制度が止まらぬよう「原則活用可」の方針と具体的な運用手順を整え、保護者や支援者も理解できる形で周知をお願いします。また、PT、OTなどの外部専門家と学校が円滑に連携できる仕組みを整備してください。受入体制の標準化や支援連携コーディネーターの配置、調整業務への補助を含め、現場が動きやすく保護者と連携できる体制づくりをお願いします。(葛飾盲)

④寄宿舎指導員の定数の見直しについて

今年度も昨年度に引き続き「寄宿舎指導員の新規採用試験」の実施をありがとうございます。今後の継続をお願いします。盲学校の学区は全都であり、視覚障害のある児童・生徒の通学・学習保障、自立を促す観点から寄宿舎は必要不可欠です。指導員の配置は現状、基準を満たしているものの、舎生の障害の重度化や重複化が進み、夜間対応が必要な児童・生徒も多く入舎しています。そのため、寄宿舎指導員の定数見直しを検討していただけるよう国への強い働きかけをお願いします。(葛飾盲・久我山青光)

福祉局

①通学における同行援護・移動支援制度の利用拡大について

通学時の同行援護や移動支援制度の利用は自治体により対応が異なり、未だ利用できない自治体もあります。視覚障害や重複障害のために一人通学が可能な児童・生徒は限られ、多くの家庭で登下校対応に困窮しています。居住地に関わらず通学にも制度利用ができるよう、時間数や利用目的の拡大の働きかけをお願いします。また、利用申請が通っても、事業者側の人員不足や経験不足などにより、契約できなかったり、不安を抱えたまま利用しているケースも多くあります。これらの制度整備は視覚障害児が安心安全に通学するために必須であり、居住地に関わらず必要な支援を受けられるよう、都が中心になって整備をお願いします。(葛飾盲・久我山青光)

都市整備局

①盲学校最寄駅へのホームドアの設置について

駅ホームドアの設置は、都の「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」において特別支援学校周辺駅は優先整備対象となっていますが、葛飾盲学校のある京成線堀切菖蒲園駅(2035年度までに設置予定)、八王子盲学校のあるJR西八王子駅(2028年度末までに設置予定)は、現在未設置です。転落や通過列車との接触の危険を回避するためにも、白杖利用者の多い盲学校最寄駅や周辺の駅にホームドアが早期設置されるよう、各鉄道会社への強い働きかけと、多くの未設置駅への設置促進へ向け、更なる取り組みをお願いします。(文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲)

教職員等の配置について

①令和8年度修正した要望

教員採用選考においては、教員職員免許状を有することが要件であり、歩行訓練士資格取得者を前提とした採用選考を実施する予定はありません。選考の面接においては、教育活動を行うに当たって十分な能力を有しているが評価して採用を行っています。また、都教育委員会では、各学校に外部専門家と連携するなどして、児童・生徒一人一人の障害や実態等に応じた指導の充実に努めるように指導・助言しています。また、令和3年3月に作成した指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向け」では、都立特別支援学校に対して、児童・生徒の障害の種類や程度に応じた指導の充実に向け、外部専門家を活用した校内研修やOJTの充実を図るよう周知しました。都教育委員会では、今後もこれらの指導資料等により、学校への指導・助言を行ってまいります。

<所轄部課名>教育庁人事課

教育庁指導部特別支援教育指導課

②令和8年度修正した要望

都教育委員会では、高い専門性と優れた指導力を持つ教員の力を活用するため、指導教諭を設置し、授業支援や個別相談等に取り組んでいます。歩行訓練等の指導についても、指導教諭の指導・助言の下に、指導の充実に努めています。令和7年度からは、教員の専門的指導力の更なる向上に向け、歩行訓練士の資格を持つ外部の人材を外部専門家として招へいし、外部専門家が教員に対し、よりきめ細かな指導を実施することで、視覚障害児の安全確保や社会的自立に向けた取組を一層進めています。

<令和7年度予算措置額>

○歩行訓練士の活用 7,020千円

<所轄部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

教育庁指導部特別支援教育指導課

③令和8年度新たな要望

④令和8年度修正した要望

都立特別支援学校の寄宿舎指導員については、配置数が定数を上回っている状況です。都立特別支援学校の寄宿舎指導員の採用・配置については、退職者数等の推移や過員解消の状況を見極めながら、適切に対応していきます。

福祉局

①令和8年度修正した要望

同行援護サービス費は、国の報酬告示において、「通年かつ長期にわたる外出」は算定できないとされています。一般的に、通学は「通年かつ長期にわたる外出」と考えられるため、同行援護で利用することはできませんが、都では障害者・障害児の支援に係る法や制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするよう、引き続き、国に対し提案要求していきます。移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じて独自に支給内容を定めて実施しています。都は、移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必ず必要なサービスであることから、国に対し個別給付化を行うことを提案要求しています。

<令和7年度予算措置額>

○区市町村地域生活支援事業 2,963,000千円

<所管部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

都市整備局

①令和8年度修正した要望

(※令和6年度要望書に対する回答)

鉄道利用者の安全性確保のため、ホームドア整備を促進するには、鉄道事業者の積極的な取組が不可欠です。都は、事業者に対して整備を進めるよう積極的に働きかけを行うとともに、事業者の取組を支援するため、平成26年度から利用者10万人以上のJR及び私鉄駅を優先して、整備に対する補助を実施していました。令和元年9月に、整備の更なる加速に向けて、駅周辺における特別支援学校などの立地状況などを考慮した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめ、公表致しました。この考え方に基づき、令和2年度からホームドアの整備において、利用者10万人未満の駅にも補助の拡大・充実を図ったところです。また、事業者による整備計画を都のホームページに公表しています。これにより、取組の見える化を図るとともに、事業者の取組を喚起しています。加えて、令和3年度、都は、鉄道事業者と「東京都におけるホームドア整備に関する検討会」を設置し、扉位置の異なる列車への各社の対応など、技術的な課題の解決に向けた取組事例をとりまとめ、令和4年度末に公表致しました。引き続き、鉄道事業者の積極的な取組を支援していきます。

なお、文京盲学校最寄りのJR(中央総武緩行線)飯田橋駅においては、令和4年6月にホームドアが設置されました。久我山青光学園最寄りの京王(井の頭線)久我山駅は令和6年度中に整備予定と聞いています。

<令和6年度予算措置額>

ホームドア等整備促進事業 955,162千円

【ろう学校】

教育庁への要望

教員等の配置について

① 聴覚障害教育の専門性のある教員の配属と育成

ろう学校に在籍し聴覚障害教育の経験を積んだ教員が他障害種の学校や普通学校へ異動となることがあるが、聴覚障害教育における知識や関わり方のスキル（手話等も含む）を習得するのには大変時間がかかり、かつ人材も希少であるため、個々の障害特性に合わせた指導が可能な専門性の高い教員の「ろう学校への継続的な配属と育成」を希望します。そのための教員配属の配慮や、教員への研修を引き続きお願いしたい。

② 聴覚障害教育の専門性の高い支援員の配置

初めてろう学校に勤務する教員や経験の浅い教員の育成のために、また経験の浅い教員の授業でも、子供たちが分かる環境でしっかりと教科学習を進められるような授業支援のために、専門性の高い支援員の配置をお願いしたい。また、ロールモデルとなる教科指導力のある聴覚障害教員の配置もお願いしたい。

教員の手話力向上

③ 教員の手話研修

教員に対する手話研修は学校経営計画の下、計画・実施している状況。教員の手話の習得状況が不十分な場合、児童・生徒とのコミュニケーションに影響がある。教員が手話を習得できる環境をシステム化、均一化してください。また、東京都の教員研修の制度として手話を学べる場も検討してください。

情報保障について

④ 文字情報アプリのアップデート

音声認識と文字情報提供のためのアプリは日々進化しています。東京都が導入している「UD トーク」も、導入時は先進的でしたが、さらに良いものが出ています。生徒の学習環境向上に向けて、契約更新のタイミングで現在学校で活用されている UD トークよりも音声認識精度が高く、使いやすさに優れているアプリに変更してください。

⑤ 見える校内放送の死角を埋める

都立ろう学校の教室に設置されている見える校内放送は、児童・生徒はもとより聴覚障害の教職員にとっても大変有効です。以前は昇降口や廊下にも設置されていた見える校内放送設備は、機器更新をきっかけに撤去されてしまいました。すべてがフル規格の見える校内放送である必要はありませんが、児童生徒のみで滞留する場所（トイレや更衣室）には、信号装置や文字放送など、見える校内放送を補助する機器を設置してください。

⑥ 学校としての電話リレーサービスの導入を

ろう学校に勤務する聾・難聴の教員が聴こえる保護者等と連絡を取る場合、他の聴こえる教員に電話を依頼するかメールを使用しています。緊急時等、迅速に連絡を取る必要がある場合もあるため、学校単位で電話リレーサービスやヨメテルなどの公共サービスを導入してください。

自律系予算で契約している学校もありますが、契約していない学校では、電話リレーサービス利用料が教職員の個人負担になっています。東京都で予算化してください。

令和7年度要望に対する東京都の回答

教育庁への要望

①②令和8年度修正した要望

教職員研修センターでは、教員が特別支援教育に関わる指導に必要な知識・技術など「教員の専門性として求められる力」を確実に身に付けることができるよう、専門性向上研修の充実を図っています。

また、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。

< 所轄部課名 > 教育庁指導部研修センター
教育庁人事部人事計画課

教職員以外の聴覚障害者との関りについて、例えばデフリンピックへの出場を目指すアスリートをろう学校に招聘し、競技実演や講演を通じて聴覚障害者スポーツへの理解・関心を高めるとともに、自身の障害への理解につなげる取組を実施しています。

< 令和7年度予算措置額 >
○デフリンピック教育の推進 2,302 千円

< 所轄部課名 >
教育庁都立学校教育部特別支援教育課

③令和8年度修正した要望

教職員研修センターでは、教員が特別支援教育に関わる指導に必要な知識・技術など「教員の専門性として求められる力」を確実に身に付けることができるよう、専門性向上研修の充実を図っています。

また、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。

< 所轄部課名 > 教育庁指導部研修センター
教育庁人事部人事計画課

④令和8年度新たな要望

⑤令和8年度新たな要望

⑥令和8年度新たな要望

⑦送迎バス（スクールバス）の導入

ろう学校には0歳児からはじまる乳幼児教育相談と、3歳児からはじまる幼稚部があります。通行量の多い朝の時間帯に幼い子どもを連れての送迎は危険も多く、送迎バス導入の希望が多数上がっています。全都が通学区域のため長時間通学を強いられるのも、子どもたちにとって大きな負担になっています。保護者・子どもの負担軽減のためにも、ろう学校も他の障害種別と同様に送迎バスの導入をお願いします。

施設・設備

⑧聴覚障害児・聴覚障害保護者のためのオートロック対応機器を

学校の入口がオートロックになり、インターフォンを押した後の対応は音声のみにになりました。聴覚障害児・者は応答があったのか、オートロックが解錠されたのかが分かりません。液晶画面ほどではなくとも、ランプの設置など、視覚的に応答・解錠が分かる設備にしてください。

⑨集団補聴システムの維持費用

補聴器に直接音を届ける集団補聴システム、Rodger（ロジャー）システムが、経年劣化で故障がはじまっています。特殊な機器のため修繕費用も高く修理・交換が進んでいません。故障機器の修理や交換のための維持費を予算化してください。

東京都が進める推進計画でも Rodger の使用に触れられています。初期導入費用のみではなく、今後も使い続けるためにランニングコストの予算化が必要です。

福祉局への要望

障害者手帳・障害者手当や補助

①障害者手帳取得基準を諸外国並みに

聴覚障害者の障害者手帳取得基準を、WHO が定める 40 デシベル等、諸外国並に緩和してもらうよう国に働きかけてください。

障害者手帳がないと障害者雇用にならず、情報保障などのサービスも受けにくいです。健聴者と同じ対応を求められます。

WHO が定める基準	40 d B（デシベル）
北欧の基準	20-30 d B
日本の基準	70 d B
デフリンピックの参加基準	55 d B 以上

②軽中等度難聴児に対するイヤーマールドの故障や新調に対する補助

現状、軽中等度難聴児への補聴器等購入の補助は、補聴器の新調時に限られています。故障やイヤーマールドの作り直しには対応していません。子どもが必要とするものに障害の程度は関係ないのではないか、子どもの成長に伴い、半年から1年でイヤーマールドも作り替えなければならないのに、軽中等度難聴児は補助から除外されています。都独自の助成を検討してください。

移動支援

③送迎ヘルパーの増員や更なる事業展開

仕事をもつ保護者が増えているため、東京都として送迎ヘルパー事業の更なる事業展開や増員に力を入れてほしい。他の障害種別のように、聴覚障害にも専門的な知識や技術をもつヘルパーといった事業を展開し、保護者が利用できるように促してほしい。また、義務教育ではない幼稚部は利用料が保護者負担になっています。聴覚障害児に早期教育は欠かせないものですから、幼稚部幼児への支援も検討してください。

⑦令和8年度修正した要望

安定したバス配車に向けて、新たな契約手法の導入等に取り組んでいるところです。引き続き、必要台数の確保に努めてまいります。

< 令和7年度予算措置額 >

○スクールバス 12,860,690 千円

< 所轄部課名 >

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑧令和8年度修正した要望

都立特別支援学校では、児童・生徒等の安心・安全の確保を最優先に、機械警備の導入とともに電子錠を設置し、防犯・安全対策を講じています。必要な経費を措置できるよう、引続き財政当局と調整してまいります。

< 所轄部課名 >

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑨令和8年度新たな要望

福祉局への要望

①②③令和8年度修正した要望

障害者の範囲の拡大や障害者の日常生活等での必要性を考慮し、障害者総合支援法に基づく「補装具費の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（厚生労働省告示）や「補装具費支給事務取扱指針」（厚生労働省障害保健福祉部長通知）を見直すことについて、他の自治体とも連携し、国に提案要求しております。

都は、障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うことを、国に対し提案要求しています。

都は、早期に補聴器の使用などの適切な支援を行うことで言葉の遅れなどを防止し、言語能力や生活能力等を身に付けられるよう、障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する区市町村を包括補助事業で支援しています。

移動支援事業は、障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業の一つであり、区市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業となっています。都は、移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必ず必要となるサービスであることから、国に対し個別給付化を行うことを提案要求しています。

< 令和7年度予算措置額 >

聴覚障害児支援のための体制整備事業 26,269 千円

障害者施策推進区市町村包括補助事業

10,000,000 千円（内数）

【肢体不自由特別支援学校】

教育庁

1. キャリア教育の更なる推進

肢体不自由特別支援学校ではキャリアパスポートが活用されていないのが現状です。子供たちの思いを汲み取ったキャリアパスポートを小学部から作成し、キャリアパスポートも組み入れた個別の教育支援計画の推進を図ってください。肢体不自由特別支援学校共通のキャリアパスポートの書式を整えてください。肢体不自由特別支援学校におけるキャリア教育について保護者の理解が進むよう、事例等を含めた情報を東京都のホームページに公開してください。

2. 学校卒業後に向けた切れ目のない学びと生涯学習の充実

特別支援学校では、ICT機器を用いた質の高い教育や個別支援計画のもと、児童・生徒の成長を促すカリキュラムが組まれています。支援や教育の継続がなく、突然の生活環境の変化に戸惑う生徒が多くなります。福祉局と連携し、特別支援学校で積み重ねてきた支援や教育をプログラムに取り入れ、卒業後も切れ目のない学びが受けられるような仕組み作りをお願いします。重度重複障害児の卒業後の進路は、選択肢の狭さから、幅広い年代の方と共に過ごす生活介護事業所を選択することがほとんどです。教育機関の設立を関係機関と連携し、検討してください。

3. 重度・重複学級の増設ときめ細やかな指導の継続

医療の進歩により児童・生徒の障害の状態が多様化しています。支援する側の専門的な知識と児童・生徒一人一人への理解が重要です。重度・重複学級数の増設を認めてもらえるよう、引き続き国への働きかけをお願いします。重度・重複障害のある児童・生徒にとって、達成感や喜びを感じられる経験は、社会へ出るための学びへとつながります。意思の表出をサポートするICT機器・AACを活用した指導がより充実するよう、進級・進学の際に、実践されてきた指導の継続性が確保されるよう促してください。

4. 個に応じた教育内容・指導の更なる充実

子供たちの障害は多様化しており、肢体不自由だけでなく視知覚認知・視機能の弱さ等の課題や知的障害・発達障害を併せ有する児童・生徒が多くなっています。個別指導計画やICT機器を最大限に生かし、児童・生徒の能力に見合った学習が展開できるよう、各科目の目標や手立てに沿った指導を充実させてください。

5. 教員・学校介護職員の負担軽減

教職員のウェルビーイングを保障するとともに、子供たちのウェルビーイングを向上することにつながります。肢体不自由特別支援学校では、移乗や排泄の身体介助や食事介助が必要となり、教職員の身体的負担が大きいです。アシストスーツの活用やリフト等の導入を推進し、更なる負担軽減策を講じて、生き生きと働ける環境を整えてください。

6. 就職先の拡充

在学中に受けた教育の成果を就労後もしっかりと発揮できるよう、引き続き就労支援員の増員をお願いします。長期プランを備えた新たな支援を構築してください。雇用条件を緩和し、肢体不自由のある生徒や医療的ケアを必要とする生徒に対しても就労環境整備の充実をお願いします。医療的ケアを必要とする生徒は、進路選択が制限されています。医療的ケアが必要な方でも、安心して通える就労先の開拓や支援をお願いします。

福祉局

1. 短期入所施設の拡充、多様な障害児・者の受け入れ体制について

受け入れ施設が隣接地域・隣県を含む遠方にしかない地域や、人工呼吸器装着者が依然として入所できないなど、地域格差が生じています。医療的ケアに対応した受け入れ施設や病床数を増やし、受け入れ体制を整えるための経済的支援と、区市町村に対して整備促進への働きかけをお願いします。保護者の急病等、時間外でも受け入れるなど支援先の確保をお願いします。緊急時は重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の一日上限枠を撤廃し、時間外レスパイト等も行えるように緊急時の支援をお願いします。「東京都障害者サービス情報」についてより簡単に検索できるようホームページの改良をお願いします。

2. 重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスの支援の更なる充実

重症心身障害児や人工呼吸器の管理等、複雑なケアを必要とする医療的ケア児を受け入れられる事業所の数が不足しています。希望の日数を利用できないなどの地域格差を解消し、地域で包括的に支援できる体制を整えてください。事業所

令和7年度要望に対する東京都の回答

教育庁

1. 令和3年3月に作成したパンフレット「都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援」を通して、都立特別支援学校に、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成にキャリアパスポートを活用する流れや書式等の周知を図っております。開催したセミナーの内容をオンデマンドで公開する予定となっております。

2. 今後も各学校の実情を踏まえつつ、学校の特色や都民の学習ニーズなどを考慮した講座を実施していきます。

3. 複障害のある子供が一定数に在籍していることから、東京都として、国に対して手厚い指導や支援を必要とする児童・生徒に対する指導体制のあり方の検討について要望を行っております。児童・生徒の障害の状態等に合わせた一層効果的な使用及び指導の継続性が確保されるように促してまいります。

4. 個別指導計画に基づいて一人一人の障害の状況や特性に応じた指導の充実に努めてまいります。

5. 令和6年3月策定の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を踏まえて、ご指摘いただいているアシストスーツの活用促進等も含めて、引き続き身体的負担軽減策について検討してまいります。

6. 卒業後3年までの定着状況や離職理由について集計・分析を行い、学校に還元することで、今後も定着率の向上に向けた支援体制について、情報収集や情報提供、検討等を進めてまいります。都立学校等より自立に近い環境で働く「スクール・チャレンジド・プロジェクト」といった様々な就労ステージを設けております。また、「教育庁サポートオフィス」においては、1日6時間の勤務時間とすることが可能です。今後も、これらの事業を着実に実施し、障害者雇用を推進してまいります。

福祉局

1. 都は、障害児の家族の一時的な休養等のため、病院や重症心身障害者の入所施設等で重症心身障害児・者及び医療的ケアを必要とする方を主な対象とする短期入所の体制整備を図っているところです。福祉職の配置の加算や、医療的ケア児を受け入れた実績に応じた日額の加算、短期入所を開設する際に必要な人工呼吸器等の医療機器を整備するための補助等、東京都独自の加算や補助を行っているところです。都内の医療機関等に対して医療型の短期入所の開設を促進するため、民間の医療コンサルタントによる個別の訪問、個別相談を実施し、事業の実施を広く働きかけているところです。都は、令和6年度から8年度までの3か年で、短期入所の定員について新たに140名増を目標とし、引き続き設置を促進していきます。また、都は、区市町村における緊急時の受け入れ機能を担う地域生活支援拠点の整備を促進するため、令和6年度から「地域生活支援拠点連携強化支援事業」及び「地域生活支援拠点における緊急時受け入れ体制支援事業」を実施し、区市町村における緊急時の受け入れ体制、機能強化に向けた取り組みを支援しております。令和6年度の国の報酬改定では、福祉型短期入所において日中の支援にかかるサービス類型が新設されるなど、受け入れ体制の強化が図られており、都では、これらの制度が十分に活用されるよう、今後とも説明会の場などを通じて周知等に努めてまいります。都は、「東京都障害者・障害児施策推進計画」で「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、重度障害者のグループホーム利用者につきまて、令和6年度から8年度までの3年間で100人増を目標として設定し、設置を促進しております。

2. 主たる利用者を重症心身障害児とする放課後等デイサービスの提供体制の整備につきましては、報酬が十分でないなどの理由から地域における提供体制が不足している状況です。都では重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、事業所の整備に要する費用を補助している他、主たる利用者を重症心身障害児とする放課後等デイサービスについては利用者の障害特性に配慮し業務の実態に即した報酬上の評価を行うことなどを国に提案要求しています。

が持続可能な運営をできるよう、当日連絡の欠席に対する欠席時対応加算について東京都独自の加算を設けてください。

3 リフト（スロープ）付き福祉車両に対応した駐車スペースの確保

現在、車いす使用者用駐車スペースは幅3.5m以上と定められていますが、リフト（スロープ）付き福祉車両は幅よりも奥行きが必要となり、最低7m以上の駐車マスがないと十分な安全が確保されません。都有・新施設設より十分な奥行きの駐車スペースを設けていただき、民間へも普及・啓発を促進してください。

4 共生型サービス（地域共生社会の実現）

共生型サービスの普及に向けて、既存の事業所や新規参入希望者が活用しやすい事例紹介・Q&Aの充実、既存施設が共生型サービスへ対応するための改装費や効率的に報酬申請を行える専用ソフト導入への補助等、区市町村と連携した更なる支援をお願いします。

5 在宅レスパイト事業の都全域での実施と居宅以外での利用

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業は東京23区ではすべての区で実施されていますが、多摩地域では半数以下の実施に留まっています。通学可能となる生徒の教育機会を失わないためにも、東京都内全域において学校で利用可能となるよう、自治体に働きかけてください。

保健医療局

1 医療DX化の更なる促進について

「医療・福祉保健分野DX推進計画」によって、医療機関同士の情報共有が進むことを期待しています。情報共有ネットワークを拡充してください。また、電子カルテのデータを積極的に活用し、診断支援や治療計画の最適化を図ることで、より質の高い医療提供体制の構築が可能になると考えます。今後の医療連携システムの進化とその実現に向けて、取り組みを更に推進してください。

都市整備局

1 災害時に誰もが安心して避難できるまちづくりを

歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、肢体不自由児・者や視覚障害児・者が安心・安全に避難できるよう、最優先整備として、区市町村への啓発促進をお願いします。地震や台風等の災害時には倒壊リスクが高まり、人命救助の支障にもなります。誰もがより安全に避難できるよう、無電柱化を進めてください。

2 鉄道駅の更なるバリアフリー化推進

都営地下鉄では全駅にホームドアが設置されましたが、1ルートから複数ルート、乗り換えルートへと充実を図り、より多くの駅で実現できるように鉄道事業者への支援の拡充を検討してください。都営地下鉄のホームと車両の段差・隙間の縮小も更に多くの駅で改善されるように、鉄道事業者へ普及・啓発を強化してください。

産業労働局

1 多様な働き方の推進

障害者一人一人に寄り添った「障害者の立場を尊重する雇用」を推進するよう、障害者雇用の周知・啓発を進めてください。肢体不自由特別支援学校にも積極的な周知を行い、より多くの肢体不自由者のニーズに即した内容を更に充実させてください。肢体不自由者の雇用促進と長期的な就労の実現に向けて、肢体不自由者に適した支援策を更に拡充させてください。

2 雇用する企業の負担軽減

国の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が区市町村によっては内示さえされておらず、居住地により不公平が生じています。企業は障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金を受けられますが、上限額があり雇用主の費用負担は解消されません。雇用する側の費用負担・事務負担を軽減するためにも、各助成をまとめて申請できるワンストップシステムの構築を進めてください。

3 肢体不自由児・者の保護者の雇用促進

肢体不自由児・者の保護者も就労を望んでいます。障害児・者の育児・介護には終わりはなく、「育児・介護休業法」の対象期間は、障害のある子供の保護者には当てはまりません。就労支援制度の構築・充実をお願いします。

3. 令和7年度都市整備局要望/東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルでは、「望ましい設備」として、車体後部からスロープまたはリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き8メートル以上のスペースを確保することと定め、周知を図っております。

4. 共生型障害福祉サービス事業所の指定は、令和5年4月現在、163カ所、内訳が、居宅介護78カ所、重度訪問介護69カ所、生活介護12カ所、自立訓練4カ所となっております。今後とも、共生型サービスが普及し、適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、運営等の基準や報酬の仕組み等について必要な情報提供を行っていきます。

5. 新しい要望につき回答なし

保健医療局

1. 新しい要望につき回答なし

都市整備局

1. 新しい要望につき回答なし
2. 駅のバリアフリー化を促進するためには、鉄道事業者の積極的な取り組みが不可欠です。ホームドアの整備については、都はこれまで鉄道事業者に対する補助を行い、JR及び私鉄については、利用者10万人以上の駅のうち、7割を超える駅でホームドアが整備されています。また、令和元年に鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方を策定し、これに基づき、利用者10万人未満の駅にも補助の拡大、充実を図っているところです。エレベーターについては、優先整備の考え方に基づき、鉄道事業者に整備計画の策定を求めるとともに、その計画の実現を支援するため、令和2年度から複数ルート、乗り換えルートの整備にも補助を拡大、充実しました。また、17人乗り以上のエレベーターを設置する場合は補助上限額の引き上げを図るなど、大型のエレベーター設置も促進する制度としております。鉄道事業者の中には、車いすを使われる方などが優先的にエレベーターをできるよう、エレベーターの前に優先レーンの設置を試験的に実施するなどの取り組みが進められていることも把握しております。東京都では、引き続き駅のバリアフリー化が促進されるよう、機会を捉えて鉄道事業者に働きかけてまいります。また、町全体のバリアフリー化を進めるには、区市町村がバリアフリー法における基本構想などを策定し、関係者が連携して取り組むことが重要です。加えて、単に施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどソフト対策についても一体的に実施していくことが効果的です。特に、基本構想の策定にあたっては、学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業や必要な啓発活動の実施に関する事業を教育啓発特定事業として位置付けることが可能となっており、都は、財政的、技術的支援により区市町村が基本構想等の計画策定を行うことを促進しているところです。

産業労働局

1. 業向けセミナー」において企業の優れた取り組みを紹介するなど、障害者が働きやすい雇用環境の構築・促進を図っております。引き続き、障害者雇用の周知啓発に努めてまいります。ナビゲート事業」において、従来の助成金から、障害者のテレワークを導入し雇用を継続した企業に対して奨励金を支給する制度へ再構築し、企業がテレワークを導入しやすくとともに、障害者が企業で多様な働き方を実現できるよう支援を始めております。

2. 中小企業で障害者を6か月継続雇用した場合、重度の方は1ヶ月1人当たり5万5千円、重度以外の方は1ヶ月1人当たり3万3千円をそれぞれ3年間助成します。また、「障害者安定雇用奨励事業」では、障害者の安定雇用と処遇改善として、無期雇用へ転換したり、賃金水準の改善に取り組む企業（大企業と特例子会社も含む）を支援しております。中小企業の場合、最大180万円の奨励金を支給します。今後とも、障害者の就労拡大に向けて着実に実施してまいります。

3. 東京都では、今年度より、働くことを希望する重度障害者等への就労支援事業として「分身ロボットを活用した新たな働き方の支援事業」を開始いたします。同事業では、障害、医療ケア等の理由によりオフィス勤務のような一般的な就業形態が難しい重度障害者等が、分身ロボットを活用し、遠隔操作により自宅等から業務に従事することで、重度障害者等の新たな働き方を促進させ、障害者雇用への一層の理解や、企業へ重度障害者への雇用促進を図ってまいります。

【知的障害特別支援学校】

教育庁

【都立学校教育部】

1. 生涯学習の推進

特別支援学校高等部卒業後は就労や福祉サービスに偏り、学び続ける場が不足しています。東京都の生涯学習の枠組みで「はたらく」だけでなく「まなぶ」機会を拡充し、知的障害のある方が青年期以降も切れ目なく学べる環境整備を強く求めます。

【人事部】

1. 特別支援教育コーディネーターの追加配置

特別支援教育コーディネーターは、地域の特別支援教育のセンター的役割を担い、学校内外の支援体制構築や関係機関との連携、地域校への支援を推進しています。しかし現状は業務負担が大きく十分な機能発揮が難しいため、各校への増員と定数化を強く求めます。充実した支援体制の実現には、コーディネーターの追加配置が不可欠です。

【地域教育支援部】

1. スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置

知的障害のある子どもは、行動の特性から相談しにくく、成長期には心理的ストレスや悩みも深まります。保護者も、居住や就労、家族関係など多様な不安を抱えています。一人で子育てを担う家庭も少なくありません。心と生活の両面から支えるため、全特別支援学校にスクールカウンセラーとソーシャルワーカーの配置を求めます。

【指導部】

1. 教員の専門性向上

知的障害のある子の支援は障害の多様性や成長に応じた柔軟な対応が求められます。全ての子どもが適切な教育と支援を受けられるよう、発達の連続性をふまえた一貫した指導体制と、教員の専門性向上に向けた研修・外部専門家の活用とのさらなる充実を要望します。

2. 副籍制度

副籍制度は共生社会実現に不可欠ですが、学校間や教職員の理解に差があり、担任や保護者に過度な負担がかかっています。障害理解啓発の機会拡充や、制度の具体的実施方法の周知徹底、区市町村への指導・助言の強化を強く求めます。

3. 性教育

学校での性教育について、保護者が理解しやすい説明会や情報提供の機会を定期的に設けてください。学校と家庭が連携し、子ども一人ひとりの成長を支える体制づくりを推進してほしいです。また、保護者が自信をもって子どもに接するための支援や啓発もお願いいたします。

福祉局

1. 福祉支援者の人材育成と処遇

福祉現場の人材不足解消とサービスの質向上のため、福祉支援者の処遇改善を求めます。給与水準の引き上げや職場環境の整備により、人材の確保・育成・定着が可能となるよう、早急な対策をお願いいたします。

2. 移動支援

移動支援は障害児の社会参加や自立の基盤であり、障害者総合支援法に基づく重要な制度です。市区町村によって取り扱いに差があり、事業所・人材不足や通学・実習での活用の不十分さも課題です。都には共通ルールの整備とともに、国への個別給付化の提案がサービス後退とならぬよう注視と対応を求めます。

3. 相談支援

制度改革が頻繁な中で、情報格差なく必要な支援につながるためには、相談支援体制の拡充が不可欠です。特に卒業後の不安を抱える家庭や支援員不足への対応として、相談支援事業所の増設、支援員の育成・確保に都の積極的な支援を求めます。

4. 特別児童扶養手当

障害児家庭への支援である特別児童扶養手当にはいまだ所得制限があ

令和6年度要望に対する東京都の回答

教育庁

【都立学校教育部】

1. 令和8年度新たな要望

【人事部】

1. 令和8年度修正した要望

特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。なお、教職員定数を取り巻く状況が厳しい中、加配の拡大は困難です。

<所轄部課名>教育庁人事課

【地域教育支援部】

1. 令和8年度修正した要望

都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援しています。

<令和7年度予算措置額>

○都立学校における不登校・中途退学対応 537,732千円

<所轄部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

【指導部】

1. 令和8年度新たな要望

2. 令和8年度修正した年度要望

都教育委員会では、区市町村教育委員会に対し、令和6年2月に「副籍ガイドブック（改訂版）」を、令和7年に「副籍交流事例集」を配布し、担任教員、受け入れ先の教員、保護者、コーディネーター等のそれぞれの役割や利用に関する手続きを示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。

<所轄部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

3. 令和8年度修正した要望

都教育委員会は、性教育の意義や指導方法等を掲載した「性教育の手引」を作成し、全公立学校に配布するとともに、各学校が保護者の理解を得ながら、全ての児童・生徒に学習指導要領に示された内容を確実に指導するとともに、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう進めています。各学校においては、性に関する内容について、全体計画や年間指導計画に基づき、児童・生徒の発達段階に即して組織的・計画的に取り組んでいます。

<令和7年度予算措置額>○学校教育指導（性教育の推進） 1,822千円

<所轄部課名>教育庁指導部指導企画課

福祉局

1. 令和8年度修正した要望

都は、障害福祉サービス事業所等の法人責任者又は管理者を対象として、労働基準法や労務管理及び職場におけるメンタルヘルス対応等に関する「経営管理研修」を実施し、事業所における職員の定着や資質向上を図っています。また、福祉・介護職員の処遇改善について、事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとするを国に対し、提案要求するとともに、令和6年度から、福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する障害福祉サービス等事業所を支援する「障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業」を実施し、福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組を支援しています。

<令和7年度予算措置額>

障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業 12,314千円

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業 12,866,657千円

<所管部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

2. 令和8年度修正した要望

移動支援事業は、障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業の一つであり、区市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業となっています。都は、移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必ず必要となるサービスであることから、国に対し個別給付化を行うことを提案要求しています。

<令和7年度予算措置額>

区市町村地域生活支援事業 2,963,000千円（内数）

<所管部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

3. 令和8年度修正した要望

障害児相談支援については、障害の疑いのある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。このため、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図るため、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めていきます。

<令和7年度予算措置額>相談支援従事者研修 27,964千円

<所管部課名>福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

4. 令和8年度新たな要望

保健医療局

1. 令和8年度修正した要望

医療機関に対しては、障害者差別解消法に基づく国のガイドラインを周知するとともに、都が発行する「病院管理の手引」に、障害者への理解促進等に関する項目を設け、適切な運営を求めています。また、医療従事者に対し

ります。児童手当の所得制限撤廃を踏まえ、障害児家庭への公平な給付を実現するため、都として国に対し所得制限の緩和または撤廃を強く働きかけてください。

保健医療局

1. 知的障害のある子・方への医療

障害児・者が安心して医療を受けられるよう、地域医療機関の増設と理解促進、医療従事者への啓発を強化してください。特に、小児期から成人期への医療移行が円滑に進むよう相談窓口の設置や支援拡充を求めます。

2. 障害年金

障害年金申請書類の作成が可能な医療機関や医師が不足しています。発達診断やかかりつけ医でも対応できない場合があり、申請に不安があります。都は医療機関の拡充と医師の増員を働きかけ、申請しやすい環境整備をお願いします。

産業労働局

1. 支援機関の連携

区市町村の障害者就労支援事業（就労支援センター）、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害福祉課といった多様な支援機関が分断されている現状を改善し、これらの機関が相互に連携するとともに、学校とも密に連携して、障害のある本人がスムーズに必要な支援を受けられる体制の整備を強く求めます。学校での進路指導や就労支援と地域の支援機関が一体となることで、本人や家族が戸惑うことなく支援につながる環境をつくってほしいです。

2. 就労支援の情報提供

障害者本人や家族が、どこでどのような支援を受けられるかを自分で理解しやすい、わかりやすい案内やホームページ、資料の整備が不十分です。相談支援員や親任せにならず、本人が自立して活用できるよう、支援サービスの利用方法を平易に解説した情報提供の充実をお願いします。

3. 東京ジョブコーチ支援事業

知的障害のある生徒の職場定着には、障害特性に応じた継続的な支援が必要です。実習から就労、就労後の支援まで、学校や家庭とも連携しながら支える東京ジョブコーチ支援事業の継続と、ジョブコーチの増員・養成の拡充をお願いします。

総務局

1. 福祉避難所

知的障害児・者を含む要配慮者が安心して避難できるよう、実態に即した福祉避難所の整備・増設を進め、受入体制の維持・運営に必要な人的・財政的支援を強化してください。

2. 一般避難所

一般避難所に障害児・者専用スペースを設置し、避難所スタッフに対する対応研修やマニュアル整備を推進してください。配慮のある環境が、当事者の命と尊厳を守ります。

3. 在宅避難

在宅避難を選ばざるを得ない障害児・者家庭が安心して避難生活を送れるよう、電源・通信・福祉用具等の確保や安否確認、支援人材の派遣など、在宅避難に対する支援を強化してください。

デジタルサービス局

1. 障害に配慮したデジタル化

スマート東京の推進にあたり、知的障害のある方を含む多様な人々が取り残されないよう、機器やソフトの工夫を進めてください。使い方がわかりやすいデザインや、スタッフのサポートも必ず配置し、安心して利用できる環境を整えてください。

でも、研修会を通じ、法や条例の趣旨などの周知を図っています。なお、都立病院では、地域の医療機関や関係機関等と連携しながら、障害のある方に対する医療サービスの提供など、地域の医療機関等では対応が困難な医療を着実に提供できるよう取り組んでいます。

<所管部課名>保健医療局医療政策部医療安全課

保健医療局都立病院支援部法人調整課

令和6年度からは、小児期の医療機関から患者を受け入れること等を要件として難病診療連携拠点病院等を指定しました。

<令和7年度予算措置額>難病医療ネットワーク 28,797千円

<所管部課名>保健医療局保健政策部疾病対策課

都は、小児期医療機関と成人期医療機関の連携促進や患者の自立支援の推進など、移行期医療支援に取り組んでおり、令和3年2月に小児総合医療センター内に「東京都移行期医療支援センター」を開設し、医療機関からの相談受付等を開始しました。令和3年8月からは患者相談受付を開始するとともに、医療従事者等を対象とした研修や症例検討会を行うなど、医療機関における支援体制の整備を進めるための取組を行っております。また、東京都移行期医療支援センターでは、医療機関や、小児期から慢性疾患を抱える保護者や患者の皆様向けの移行期医療に関するリーフレットを作成するとともに、患者や医療機関等で活用いただけるよう、都のホームページに公表しております。リーフレットについては、今後とも関係者と内容を検討していきます。また、今年度からは、小児期の医療機関から患者を受け入れること等を要件として難病診療連携拠点病院等を指定しました。引き続き、移行期医療支援の充実に努めてまいります。

<令和7年度予算措置額>移行期医療支援体制整備事業 7,861千円

<所管部課名>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

2. 令和8年度修正した要望

障害年金は国の制度であり、申請に必要な書類や、診断書を記入する医師の要件についても国が定めています。

<所管部課名>福祉局障害者施策推進部企画課

産業労働局

1. 令和8年度新たな要望

2. 令和8年度新たな要望

3. 令和8年度修正した要望

都では、平成20年度から東京ジョブコーチ支援事業を実施し、障害者を雇用する中小企業等の現場へジョブコーチを派遣して職場定着を支援しています。東京ジョブコーチは、事業開始当初の60人から77人に増員し、定着支援の拡充・強化を図っています。令和元年度には東京ジョブコーチセンターを開設し、窓口での相談が可能になり、一層企業ごとのニーズに合わせた支援ができるようになりました。また、令和6年度からは、支援件数増加に対応するため、ジョブコーチを差配するコーディネーターを1名増員し、更に障害者や個々のニーズに合わせた支援に努めております。加えて、平成28年度から、企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働く職場の社員を対象に、「職場内障害者サポーター養成講座」を実施しています。講座修了者が職場内障害者サポーターとして、職場の障害者を6か月間支援した場合は、奨励金を支給しています。令和2年度には、サポーター養成講座の定員を拡大し、多くのサポーターを養成するとともに、登録したサポーターの知識等をアップデートしていくために、アフターフォローアップ研修を開始しました。併せて、「障害者雇用促進ハンドブック」の中で、「障害者に関する法律」という項目を設け、差別禁止や合理的配慮について分かりやすく記載し、障害のある方が安心して働いていただけるよう、企業に対し広く周知を図っています。引き続き、就労定着につながる支援体制の強化や啓発に努めてまいります。

<令和7年度予算措置額>〇東京ジョブコーチ支援事業 237,220千円

〇職場内障害者サポーター事業 84,046千円

〇重度障害者等の雇用対策 5,203千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

総務局

1. 令和8年度修正した要望

都は、国が作成した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を区市町村に周知するとともに、同ガイドライン及び区市町村による円滑な避難所運営の取組を支援するため作成した「東京都避難所管理運営の指針」において、知的障害のある方など避難所利用者の特性を踏まえた居場所や、パニック等の際に落ち着くための空間の確保等の配慮方法を記載し、障害のある方が避難生活を送る上で必要な支援を受けられるよう区市町村に対して働きかけております。また、同指針において、配慮を必要とする方がどのような支援が必要か、本人や家族等から聞き取りを丁寧に行うことを示しております。区市町村では本人等の意向等も踏まえて避難所運営を行うこととされており、引き続き、区市町村における避難所の管理運営を支援していきます。さらに、都は、要配慮者の避難先確保に向け、福祉避難所等の整備を進める区市町村に対する経費等の補助を実施する「福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業」を、令和7年度から開始予定です。

<令和7年度予算措置額>

福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業 170,000千円

<所管部課名>福祉局総務部総務課

2. 令和8年度新たな要望

3. 令和8年度新たな要望

デジタルサービス局

1. 令和8年度新たな要望

本要望書の内容は、東京都立ろう学校P T A連合会のホームページでご覧いただくことができます。電子データの必要な皆さまは、ホームページよりダウンロードをしてご利用ください。

URL <https://torou.org>

令和7年度事務局校一覧

東京都特別支援学校P T A連合会
東京都立盲学校P T A連合会
東京都立八王子盲学校
〒193-0931 東京都八王子市台町3丁目19-22
TEL 042-623-3278 / FAX 042-623-6262

東京都立ろう学校P T A連合会
東京都立立川学園
〒190-0003 東京都立川市栄町1丁目15-7
TEL 042-523-1358 / FAX 042-523-6421

東京都肢体不自由特別支援学校P T A連合会
東京都立府中けやきの森学園
〒183-0003 東京都府中市朝日町3丁目14-1
TEL 042-367-2511 / FAX 042-369-8476

東京都知的障害特別支援学校P T A連合会
東京都立王子特別支援学校
〒114-0033 東京都北区十条台1丁目8-41
TEL 03-3909-8777 / FAX 03-3909-8665

東京都病弱虚弱特別支援学校P T A連合会（活動休止）
東京都立光明学園（病弱部門）
〒156-0043 東京都世田谷区松原6丁目38-27
TEL 03-3323-8421 / FAX 03-3327-8428